

第3編

税務行政の組織等の変遷

第1章 組織と管理

第1節 機構と定員

1 機構の概要

国税庁は、内国税（国税のうち関税、とん税及び特別とん税を除いたもの）の賦課徴収に関する事務を担当する機関であり、財務省の外局として設置されている。

国税庁の組織としては、中央に国税庁（本庁）、施設等機関、特別の機関、審議会等が置かれ、地方支分部局として全国に11の国税局及び沖縄国税事務所、その下部組織として524の税務署が置かれている（平成20年度）。

なお、平成13年1月の府省再編において、税目横断的な調整機能の充実のため、本庁並びに国税局（沖縄国税事務所を含む。以下この章において「国税局（所）」という。）に課税総括課が設置された。平成13年4月には、施設等機関の醸造研究所が独立行政法人酒類総合研究所に移行し、更に、平成18年4月には非公務員型の独立行政法人に移行した。

（1） 国税庁（本庁）

国税庁（本庁）は、税務行政の執行に関する企画及び立案を行い、これを国税局（所）に指示し、国税局（所）と税務署の指導監督を行っている。

イ 最近10年間の機構の変遷

国税庁（本庁）における最近10年間の機構の変遷については以下のとおりである。

平成11年7月 長官官房国際業務課に相互協議室が新設

平成12年7月 監督官室が廃止され長官官房総務課に監督評価官室が新設

平成13年1月 中央省庁等改革に関連し、長官官房の国税審議官が廃止され審議官が新設、長官官房広報課が廃止され広報広聴官が新設、資料調査課及び消費税課が廃止され課税総括課及び課税総括課消費税室が新設、所得税課が廃止され個人課税課が新設、所得税課審理室から課税総括課審理室へ移替え、資産税課が廃止され資産課税課が新設、法人税課が廃止され法人課税課が新設

平成13年7月 長官官房企画課システム開発室が廃止され長官官房企画課情報技術室が新設

平成14年7月 長官官房に国税企画官が増設、長官官房総務課に情報公開室が新設

平成20年7月 長官官房国際業務課に国際企画官が増設

ロ 機構の内容

平成20年度における国税庁（本庁）の機構は、長官官房、課税部、徴収部、調査査察部からなっており、具体的な内容は次のとおりである。

（イ） 長官官房

審議官、参事官、総務課、人事課、会計課、企画課、国際業務課、厚生管理官、

広報広聴官、首席国税庁監察官、企画官、税務相談官からなる長官官房は、主として一般行政事務を所掌し、また、各部課や施設等機関及び特別の機関を横断的に統合し、調整する役割を果たしている。

審議官は2人置かれており、国際担当は、国税庁の所掌事務のうち国際業務課の所掌事務に関する特に重要な事項等についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括しており、酒税等担当は国税庁の所掌事務のうち監督評価官室、会計課、企画課、酒税課及び鑑定企画官の所掌事務に関する特に重要な事項等についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括している。参事官は、国税庁の情報システムの整備及び管理に関する重要事項等についての企画及び立案に参画している。首席国税庁監察官は、国税庁監察官等を総括し、職員の職務に関する非行の防止を図るとともに、非行事件に関して犯罪の捜査を行い必要な行政上又は刑事上の措置をとることにより綱紀の粛正を図っている。企画官は、長官官房企画課で所掌する長期的な運営方針等についての調査及び企画に参画等しており、情報技術室の室長を併任している。税務相談官は、税務一般に関する相談や苦情に関する事務を行っている。

なお、総務課には、国税庁の所掌事務の総合調整のうち特に重要な事項についての調整等を行う調整室、監督評価官を総括し、国税局（所）及び税務署の事務運営についての一般行政の監察を行っている監督評価官室、総務課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる国税企画官が置かれている。

また、国際業務課には、外国との租税に関する協定の実施についての協議を行う相互協議室、国際業務課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる国際企画官が置かれている。

（ロ） 課税部、徴収部

課税部の各課（課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課及び酒税課）及び徴収部の各課（管理課及び徴収課）は、国税局（所）及び税務署の指導監督等に当たっている。

このほか、課税部には、相続税、贈与税などに関し、必要な財産の評価についての企画及び立案に当たる資産評価企画官、間接国税課税物件の分析及び鑑定等についての企画及び立案に当たる鑑定企画官が置かれ、更に、同部課税総括課には消費税の賦課に関する事務の調整等を行う消費税室、内国税の賦課に関する法令の解釈に関する事務を総括する審理室並びに課税総括課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる課税企画官が、同部酒税課には酒税課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる酒税企画官が置かれている。

なお、これらの事務を処理するため、課税部及び徴収部に国税実査官が置かれている。

(ハ) 調査査察部

調査査察部には、国税局（所）の行う大規模法人の調査事務の指導監督等を行う調査課と、国税局（所）の行う大口脱税者の査察事務の指導監督等を行う査察課が置かれている。また、調査課には命を受けて上記の調査課の事務のうち海外取引、移転価格取引及び外国法人に係るものを処理する国際調査管理官が置かれている。

なお、これらの事務を処理するため、調査課に国税調査官が、査察課に国税査察官が置かれている。

(2) 施設等機関及び特別の機関

施設等機関としては、税務職員に対し職務の遂行に必要な教育訓練を行っている税務大学校があり、本校のほか、各国税局（所）に地方研修所が置かれている。

特別の機関としては、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行う国税不服審判所があり、各国税局（所）に支部が置かれている。

(3) 審議会等

平成 13 年 1 月の中央省庁等改革に関連し、従来の国税審査会、税理士審査会及び中央酒類審議会が統合され、財務省設置法の規定に基づき国税審議会が設置された。国税審議会は 20 人以内の委員で組織され、国税不服申立事案の処理について学識経験者の公正な意見を反映させる国税審査分科会、税理士試験及び税理士の懲戒処分についての審議等を行う税理士分科会並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律等に定める事項の調査審議等を行う酒類分科会が置かれている。

(4) 地方支分部局

国税局（所）は、国税庁の指導監督の下で税務署の賦課徴収事務について指導監督を行うとともに、自らも特定の賦課徴収事務を行っている。

イ 国税局

(イ) 最近 10 年間の機構の変遷

国税局における最近 10 年間の機構の変遷については以下のとおりである。

平成11年 7 月 東京国税局課税第一部に機動課が新設

平成12年 7 月 東京国税局査察部に査察開発課及び査察国際課が新設

平成13年 1 月 中央省庁等改革に関連し、各国税局の課税（第一）部資料調査第一課が廃止され課税総括課が新設、各国税局の課税（第一）部の所得税課・資産税課が廃止され、それぞれ個人課税課・資産課税課が新設、札幌・仙台・広島・福岡の各国税局の課税第一部資料調査第二課が資料調査課に組替え、関東信越・東京・金沢・名古屋・大阪・高松・熊本の各国税局の課税（第一）部資料調査第二課が資料調査第一課に組替え、資料調査第三課が資料調査第二課に組替え、東京・大阪の各国税局の課税第一部資料調査第四課が資料調査第三課に組替え、東京国税局の課税第一部資料調査第五課が資料調査第四課に組替え、各国税

局の課税（第二）部法人税課を廃止し法人課税課が新設、各国税局総務部国税広報室が廃止され国税広報広聴室が新設

平成13年 7 月 各国税局の総務部に納税者支援調整官が新設

平成14年 7 月 東京及び大阪の各国税局の徴収部機動課に集中電話催告センター室が新設、東京・大阪の各国税局の課税第一部に審理課が新設、札幌・仙台・関東信越・金沢・名古屋・広島・高松・福岡・熊本の各国税局の課税（第一）部に審理官が新設

平成15年 7 月 東京及び大阪の各国税局の調査第一部に広域情報管理課が新設、関東信越国税局の徴収部機動課に集中電話催告センター室が新設

平成16年 7 月 関東信越国税局の調査査察部に査察総括第一課及び査察総括第二課が新設、名古屋国税局の徴収部機動課及び札幌・仙台・金沢・広島・高松・福岡・熊本の各国税局の徴収部徴収課に集中電話催告センター室が新設

平成17年 7 月 東京国税局の調査第一部に国際情報第一課・国際情報第二課が新設

平成18年 7 月 名古屋国税局の調査部に広域情報管理課が新設

平成19年 7 月 名古屋国税局の課税第一部に審理課が新設、関東信越国税局の調査査察部に資料情報課が新設

平成20年 7 月 関東信越国税局の課税第一部に審理課が新設、東京国税局の課税第一部に審理官が新設、大阪国税局の調査第一部に国際情報第一課・国際情報第二課が新設

（ロ） 機構の内容

平成 20 年度における国税局の機構は、総務部、課税第一部及び第二部（金沢・高松・熊本の各国税局においては課税部）、徴収部、調査査察部（東京国税局においては調査第一～第四部及び査察部、名古屋国税局においては調査部及び査察部、大阪国税局においては調査第一部・第二部及び査察部）の各部からなっており、具体的な内容は次のとおりとなっている。

A 総務部

総務部には、国税局の総合調整事務等を行う総務課、職員の任免等に関する事務を行う人事第一課、職員の任用試験、服務、身分上の特別調査等を行う人事第二課（東京国税局においては、職員の身分上の特別調査等を行う考査課が別に置かれている。）、会計の監査等を行う会計課、長期的な運営方針に関する事務等を行う企画課、職員の衛生、医療その他福利厚生に関する事務等を行う厚生課、情報システムに関する調整等を行う事務管理課（東京国税局においては事務管理第一～第三課）、税務一般に関する相談及び苦情に関する事務を行う税務相談室、広報及び広聴に関する事務等を行う国税広報広聴室が置かれている。

このほか、情報システムに係る方式及びプログラムの作成に関する事務等を行う情報処理管理官（東京・大阪の各国税局）、税理士制度の運営に関する事務のうち国税局長が指定するものを処理する税理士監理官、人事課の事務のうち国税局長が指定するものを処理する人事調査官（関東信越・東京・名古屋・大阪の各国税局）、税務相談室の事務を処理する税務相談官、納税者が適正かつ円滑に納税義務を履行するために必要な助言等を行う納税者支援調整官が置かれている。

なお、部長を補佐する次長が各国税局に各 1 人（東京国税局においては 2 人）置かれている。

B 課税（第一・第二）部

金沢、高松及び熊本国税局を除き、各国税局の課税部は、個人に係る課室等の課税第一部と、法人に係る課室等の課税第二部に分かれている。

課税（第一・第二）部には、内国税の賦課に関する事務の基本的な運営方針の企画及び立案に関する事務等を行う課税総括課、税務署の指導監督等を行う個人課税課、資産課税課、法人課税課、消費税課及び酒税課のほか、所得税、法人税、相続税等、消費税及び印紙税の特に必要ながあると認められる調査等を行う資料調査課（金沢・高松・熊本の各国税局の課税部及び関東信越・名古屋の各国税局の課税第一・第二部においては資料調査第一・第二課、東京国税局の課税第一部においては資料調査第一～第四課、課税第二部においては資料調査第一～第三課、大阪国税局の課税第一部においては資料調査第一～第三課、課税第二部においては資料調査第一・第二課）が置かれている。

更に、内国税の賦課に関する法令の適用に関する事務等を行う審理課（関東信越・東京・名古屋・大阪の各国税局）、相続税、贈与税等に係るもので、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、国税局長が特に必要があると認めた事務等を行う機動課（金沢・高松・熊本の各国税局を除く。）、内国税の賦課及び酒税の保全に関する訴訟に関する事務を行う国税訟務官室（関東信越・東京・名古屋・大阪・広島の各国税局）、間接国税課税物件の分析及び鑑定その他間接国税の賦課に関する技術的事項等を行う鑑定官室、相続税等の賦課に必要な財産の評価等を行う資産評価官、課税第一部及び課税第二部の事務のうち、国税局長が必要があると認めた特定事項について企画及び立案並びに調整に当たる企画調整官（東京国税局）、国税局長が特に必要と認めた事項に関する事務等を行う統括国税実査官（関東信越・東京・名古屋・大阪の各国税局）、たばこ税等及び酒税の課税標準等の調査等の事務等を行う統括国税調査官（関東信越・東京・名古屋・大阪の各国税局）が置かれている。

また、内国税の賦課に関する法令の適用等に関する事務を行う審理官（関東信越・名古屋・大阪の各国税局を除く。）、内国税の賦課及び酒税の保全に関する訴訟に関する事務を処理する国税訟務官、間接国税課税物件の分析及び鑑定の事

務等を処理する鑑定官、酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関する事務等を処理する酒類業調整官、税務署の指導監督に関する事務等を処理する国税実査官、大規模事業者の間接諸税、酒税の調査等を処理する国税調査官が置かれている。

なお、部長を補佐する次長が札幌・金沢・高松・福岡の各国税局に各 1 人、その他の国税局に各 2 人、部長を補佐し酒税課、鑑定官室等の事務を整理する酒類監理官が各国税局に各 1 人置かれている。

C 徴収部

徴収部には、税務署の指導監督等を行う管理課及び徴収課、国税通則法等の規定により国税局長が引継ぎを受けた滞納処分の執行及び納税の猶予に関する事務（以下「引継ぎに係る滞納処分等の事務」という。）を行う統括国税徴収官が置かれている。

更に、国税局長が特に必要と認めた滞納処分等について税務署の指導等を行う機動課（関東信越・東京・名古屋・大阪の各国税局）、引継ぎに係る滞納処分等の事務の管理等を行う特別整理総括（第一・第二）課、内国税の徴収に関する不服申立てに関する事務等を行う国税訟務官室（東京・名古屋・大阪の各国税局）、国税通則法の規定により国税局長が引継ぎを受けた相続税の延納及び物納に関する事務を行う納税管理官（関東信越・東京・名古屋・大阪の各国税局）、引継ぎに係る滞納処分等の事務のうち特に処理困難なものとして国税局長が指定するものを行う特別国税徴収官（金沢・高松・熊本の各国税局を除く。）が置かれている。

また、内国税の徴収に関する不服申立てに関する事務等を処理する国税訟務官、税務署の指導監督に関する事務等を処理する国税実査官、引継ぎに係る滞納処分等の事務等を処理する国税徴収官が置かれている。

なお、部長を補佐する次長が、関東信越・東京・名古屋・大阪の各国税局に各 1 人置かれている。

D 調査査察部

調査査察部は、原則として資本金 1 億円以上の内国法人及び外国法人等の法人税等の調査を担当する調査担当（東京国税局においては調査第一～第四部、名古屋国税局においては調査部、大阪国税局においては調査第一・第二部）と内国税の大口脱税者の査察調査、嫌疑者の告発等を行う査察担当（東京・名古屋・大阪の各国税局においては査察部）が置かれている。

調査担当には、各国税局に特別国税調査官、統括国税調査官が置かれているほか、統括国税調査官等の調査方針及び計画の企画・立案等を行う調査管理課並びに調査総括課（東京・名古屋・大阪の各国税局）、連結申告法人等に係る調査の計画及び立案の総括に関する事務等を行う広域情報管理課（東京・名古屋・大阪

の各国税局)、調査結果の審理等を行う調査審理課(関東信越・東京・名古屋・大阪の各国税局)、海外取引についての調査・指導等を行う国際調査課(関東信越・東京・名古屋・大阪の各国税局)、移転価格取引等に係るものの指導等を行う国際情報第一・第二課(東京・大阪の各国税局)、電子計算組織による企業会計処理に係るものの指導等を行う調査開発課(東京・名古屋・大阪の各国税局)が置かれている。

査察担当には、各国税局に特別国税査察官、統括国税査察官が置かれているほか、統括国税査察官等の調査方針及び計画の企画・立案等を行う査察管理課(金沢・高松・熊本の各国税局を除く。)、並びに査察総括第一・第二課(関東信越・東京・名古屋・大阪の各国税局)、資料情報事務の運営に関する企画等を行う資料情報課(関東信越・東京・名古屋・大阪の各国税局)、国税犯則取締法に基づく調査、検査及び犯則の取締りの結果の審理等を行う査察審理課(東京国税局)、機械化会計に係る調査技法の開発等を行う査察開発課(東京・大阪の各国税局)、海外取引に関する犯則の取締り等を行う査察国際課(東京・大阪の各国税局)が置かれている。

また、これらの調査及び査察事務等进行处理するため、国税調査官及び国税査察官が置かれている。

なお、部長を補佐する次長が、東京国税局に6人(調査第一部2人、第二部及び第三部各1人、査察部2人)、大阪国税局に3人(調査第一部、第二部、査察部に各1人)、名古屋国税局に2人(調査部、査察部に各1人)、関東信越国税局に2人、札幌・仙台・広島・福岡の各国税局に各1人、部長を補佐し国際調査課等の事務を整理する国際監理官が東京国税局に1人置かれている。

(ハ) 審議会等

各国税局には、相続税、贈与税及び地価税の土地等の評価に関して国税局長が意見を求めた事項について調査審議をする土地評価審議会が置かれている。

ロ 沖縄国税事務所

(イ) 最近10年間の機構の変遷

沖縄国税事務所における最近10年間の機構の変遷については以下のとおりである。

平成13年1月 中央省庁等改革に関連し、資料情報官を廃止し課税総括課を新設、
所得税課・資産税課・法人税課を廃止し、個人課税課・資産課税課・
法人課税課を新設、国税広報官を廃止し国税広報広聴官を新設

平成14年7月 納税者支援調整官を新設

平成16年7月 徴収課に集中電話催告センター室を新設

(ロ) 機構の内容

平成 20 年度における沖縄国税事務所の機構は、総務課、人事課、会計課、事務管理課、課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課、資料調査課、徴収課、調査課、査察課、税務相談室、統括国税徴収官、税務相談官、納税者支援調整官、国税広報広聴官、国税訟務官、酒類業調整官からなっており、間税課には鑑定官が置かれている。その機構の内容は国税局とほぼ同じであるが、国税局における企画課の事務は総務課で、厚生課の事務は会計課で、酒税課と消費税課の事務は間税課で、管理課の事務は徴収課で所掌している。

また、これらの事務を処理するため、国税実査官、国税調査官、国税徴収官及び国税査察官が置かれている。

なお、所長を補佐する次長が 3 人置かれている。

(ハ) 審議会等

国税局と同様、土地評価審議会が置かれている。

ハ 税務署

税務署は、国税庁及び国税局（所）の指導監督の下に内国税の賦課徴収を担当する第一線の機関であり、全国の主要な地に 524 署が置かれている。

(イ) 最近 10 年間の機構の変遷

税務署における最近 10 年間の機構の変遷については以下のとおりである。

平成11年 7 月 副署長 3 人が増設

平成12年 7 月 副署長 1 人が増設

平成13年 1 月 中央省庁等改革に関連し、税務広報官を廃止し税務広報広聴官が新設

平成14年 7 月 副署長 1 人が増設

平成15年 7 月 副署長 1 人が増設

平成16年 7 月 副署長 1 人が増設

平成19年 7 月 関東信越国税局相川税務署を佐渡税務署に名称変更

平成20年 7 月 沖縄国税事務所平良税務署を宮古島税務署に名称変更

(ロ) 機構の内容

税務署の機構は、署の規模によりいくつかの形態に分かれているが、総務課、管理・徴収部門、個人課税部門、資産課税部門、法人課税部門の 1 課 4 部門制が一般的となっており、具体的な内容は次のとおりである。

A 総務課においては、署内の総合調整や庶務、人事、会計、厚生などの事務のほか、対外的な広報広聴事務等を行っている。

B 管理・徴収部門においては、内国税の徴収及び還付や納税貯蓄組合に関する事務、不服申立てに関する事務等を行っている。

- C 個人課税部門においては、所得税及び個人事業者の資産の譲渡等に係る消費税の申告相談、申告書等の処理、調査、不服申し立てに関する事務や、所得計算の基となる収入、支出等に関する資料を収集し整理する資料事務等を行っている。
- D 資産課税部門においては、相続税及び贈与税等の申告相談、申告書等の処理、調査、不服申し立てに関する事務等を行っている。
- E 法人課税部門においては、法人税・源泉所得税、法人の資産の譲渡等に係る消費税及び間接諸税の申告相談、申告書等の処理、調査、不服申し立てに関する事務等を行っている。

なお、税務署においては、原則として資本金1億円未満の法人について、調査を行っており、それ以上の法人については、国税局の調査査察部（東京・名古屋・大阪の各国税局においては調査部）が調査を行っている。

更に、主要な税務署に、税務に関する広報事務や納税者からの意見を聴く広聴事務を行う税務広報広聴官、酒税の申告相談、調査に関する事務や酒類業の発達に係る事務等を行う酒類指導官が置かれている。

なお、規模の小さい税務署では、管理・徴収部門を置かずに総務課に管理・徴収担当が置かれその事務を行っていたり、個人課税部門、資産課税部門、法人課税部門の事務を合わせて行う調査部門が置かれている場合がある。

これらの事務を円滑に遂行するため、各税務署を通じて、副署長、特別国税徴収官、特別国税調査官、統括国税徴収官、統括国税調査官、国税徴収官及び国税調査官が置かれている。

2 定員

国税庁の定員は、「行政機関職員定員令」により財務省全体の定員が規定され、これを受けて「財務省定員規則」により国税庁の定員が、更に「財務省定員細則」により国税庁の内部部局等の定員が規定されている。

国税庁の20年度定員は全体で56,216人であり、具体的には、国税庁（本庁）に687人、国税局に10,709人、沖縄国税事務所に145人、税務署に43,863人（内沖縄318人）、その他の機関に812人（税務大学校に335人及び国税不服審判所に477人）が配置されている。

第2節 職員の任用

1 概要

昭和20年代前半に、税制の改革や徴税機構の整備に対応するためかなりの増員を行ったが、昭和20年代後半には、予算定員の減少や行政整理により毎年定員が削減され新規採用者数は急激に減少し、昭和35年ころまで少数採用期が続いた。

その後、昭和20年代前半に採用された職員が、昭和50年代後半から退職の時期を迎え相当数

の職員が退職するとともに、消費税導入等に伴う定員増により、新規採用者数が増加したが、平成元年をピークに退職者数及び新規採用者数ともに減少傾向に転じた。

その傾向はしばらく続いたが、平成15年以降は退職者数と新規採用者数も増加し、現在、職員の年齢構成は、33歳以下の職員数が34歳以上の職員数を大きく下回っており、特に30歳代前半で谷間を形成している。

このように採用者数の変動は、職員の年齢構成を極めて特異なものとし、世代間の処遇等の公平を図る上で困難な問題を生じさせるとともに、管理者の要員に関する問題や若年層職員の急激な増加等による職員の育成等の問題を生じさせる原因となっている。

国税庁の人事行政は、このような幾多の難問に対処しながら現在に至っているが、この間、社会経済情勢の変化や行財政改革の推進に的確に対応できる職場体制の確立を図るとともに、職員の士気を向上させるための処遇の改善や職員の資質を向上させるための研修制度の充実など、各種の施策を講じてきた。

2 採用等

(1) 国家公務員採用Ⅰ種試験等による採用

昭和28年以降、国家公務員Ⅰ種試験（旧上級甲種試験）合格者の中から採用を行っている。平成21年度には、国家公務員Ⅰ種試験合格者の中から、11名（事務系8名、技術系3名）の採用を行った。

また、平成20年度に、新司法試験合格者を対象とした国税庁職員採用試験〔Ⅰ種相当〕を実施し、平成21年度には、同試験の合格者1名の採用を行った。

(2) 国税専門官採用試験による採用

昭和45年に始まった大学卒業程度の者を対象とした国税専門官採用試験の採用者数は、大学進学率の上昇に伴い国税庁の採用も徐々に大卒に依存する採用となったことから、平成6年度に国家公務員採用Ⅲ種試験（税務）の採用者数を上回って以降、一貫して新規採用者数の5割以上を占めている。

近年の国税専門官の採用者数を見ると、平成12年度から平成14年度にかけて400人程度であったが、退職者数の増加に伴い平成15年度以降は増加傾向となり、平成20年度は1,045人と初めて1,000人を超え、平成21年度は、1,139人となっている。

(3) 国家公務員採用Ⅲ種試験（税務）による採用

高校卒業程度の者を対象とした国家公務員採用Ⅲ種試験（税務）の採用者数は、退職者数の減少及び社会の少子化と高学歴化の進展を受け減少し、平成12年度から平成14年度にかけては、毎年300人弱であった。平成15年度以降は退職者数の増加に伴い採用者数が増加しており、平成21年は、693人となっている。

(4) 中途採用者選考試験（再チャレンジ試験）による採用

再チャレンジを可能とする柔軟で多様な社会の仕組みを構築するため、学校卒業時に就職氷河期にあったフリーターや子育ての一段落した主婦等必ずしも職業経験を有してい

ない者を念頭においた中途採用者選考試験（再チャレンジ試験）が平成19年から開始された。

当該試験は29歳から39歳の者を対象に、国家公務員採用Ⅲ種試験相当の試験として実施され、当庁においては、平成20年度に55人、平成21年度に69人の採用を行った。

（５） 女性職員の採用

国税専門官採用試験については昭和55年から、国家公務員初級試験（税務）（現国家公務員採用Ⅲ種試験（税務））については昭和56年から、それぞれ女性の受験が可能となった。

平成13年12月には「女性職員の採用・登用拡大計画」が策定され、合格者に占める女性の割合とほぼ同率の採用者に占める女性の割合を確保していくことを目標に、積極的に女性職員の採用に努めている。

（６） 府省間配置転換による受入れ

国の行政機関の定員については、「国の行政機関の定員の純減について（平成18年6月30日閣議決定）」に基づき、全体として5年間で5.7%の定員の純減を行うこととされた。

これを達成するため、同日、「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画」等が閣議決定され、政府全体の取組として、平成19年度から22年度までの4年間で、約2,900人の職員について、府省間配置転換を行うこととされ、農林統計等関係、食糧管理等関係、北海道開発関係の職員の受入れを行うこととなった。

国税庁においては、これを受けて平成19年度から21年度まで304人の府省間配置転換による職員の受入れを行っている。

なお、内定者に対しては、受入前の約2ヶ月、税務大学校和光校舎において税務行政の概要及び各税法等に関する研修（府省間配置転換職員に対する内定後研修）を実施している。

事務職員の採用状況等

(単位：人、％)

採用 年度	Ⅰ種		国税専門官		Ⅲ種		中途採用者 選考試験		計		府省間配転	
	採用 者数	女性 割合	採用 者数	女性 割合	採用 者数	女性 割合	採用 者数	女性 割合	採用 者数	女性 割合	採用 者数	女性 割合
平成12	(1) 7	14.3%	(100) 418	23.9%	(111) 293	37.9%	-	-	(212) 718	29.5%	-	-
平成13	(1) 7	14.3%	(99) 415	23.9%	(108) 267	40.4%	-	-	(208) 689	30.2%	-	-
平成14	(2) 9	22.2%	(95) 429	22.1%	(129) 286	45.1%	-	-	(226) 724	31.2%	-	-
平成15	(2) 8	25.0%	(150) 580	25.9%	(179) 359	49.9%	-	-	(331) 947	35.0%	-	-
平成16	(2) 7	28.6%	(169) 748	22.6%	(171) 402	42.5%	-	-	(342) 1,157	29.6%	-	-
平成17	(4) 10	40.0%	(209) 790	26.5%	(179) 497	36.0%	-	-	(392) 1,297	30.2%	-	-
平成18	(3) 10	30.0%	(265) 916	28.9%	(208) 529	39.3%	-	-	(476) 1,455	32.7%	-	-
平成19	(1) 8	12.5%	(227) 825	27.5%	(240) 560	42.9%	-	-	(468) 1,393	33.6%	(15) 103	14.6%
平成20	(2) 7	28.6%	(230) 1,045	22.0%	(185) 445	41.6%	(11) 55	20.0%	(428) 1,552	27.6%	(14) 131	10.7%
平成21	(5) 12	41.7%	(275) 1,139	24.1%	(273) 693	39.4%	(19) 69	27.5%	(572) 1,913	29.9%	(9) 70	12.9%

(注) カッコ書きは女性の内数を示す。

3 人事配置

国税庁が創設された昭和24年以来、職員の異動については、公務の要請に基づき適材を適所に配置し、行政効率を最大限に発揮できるようにという考え方を基に、職員個々に適性、能力、勤務実績等を把握し、これらを総合勘案して適正・公平な人事の確保に努めている。

そして、よく職責を果たした職員については、積極的に上位ポストに登用するなど、職員が意欲と希望をもって職務に精励できるよう配意している。

また、近年においては、再任用職員の活用や「女性職員の採用・登用拡大計画」を積極的に推進するなど、国税庁を取り巻く環境の変化に応じた各種の取組を行っている。

なお、以上の前提として、職員の能力、勤務実績を評価するため、毎年一回勤務評定を実施

するほか、職員の身上や希望などを的確に把握する目的で、職員自身が身上申告を行う制度を採用している。

4 研修

現行の職員研修は、税務大学校における長期研修、短期研修、通信研修と国税局単位、税務署のブロック単位、各税務署単位で実施する職場研修から成っている。各研修については、第2章第2節で詳述しているので、ここではその概要について述べる。

(1) 税務大学校における研修

イ 長期研修

(イ) 普通科

国家公務員採用Ⅲ種試験(税務)による採用者及び平成20年度より国家公務員中途採用者選考試験(税務)による採用者に対し、職務の遂行に必要な基礎的事項を習得させることを目的として、採用直後、1年間全寮制により、地方研修所において次のとおり実施している。

A 第一コース……国家公務員採用Ⅲ種試験(税務)による新規採用者

B 第二コース……国家公務員中途採用者選考試験(税務)による新規採用者

なお、平成18年度より研修期間が「13か月間」から「1年間」に短縮された。

(ロ) 初任者基礎研修

普通科卒業後1年間の実務経験を経た職員に対して、職務の遂行に必要な知識等を習得させることを目的として、3か月間地方研修所において実施している。

なお、平成19年度より普通科卒業後の実務経験期間が「11か月間」から「1年間」に延長された。

(ハ) 専門官基礎研修

国税専門官採用試験による採用者に対し、職務の遂行に必要な基礎的事項を習得させることを目的として、採用直後、4か月間和光校舎等において実施している。

なお、平成12年度より研修期間が「3か月間」から「4か月間」に延長され、平成18年度より当研修の修了前1か月間を地方研修所において実施している。

(ニ) 研究科

研究員として選定された者に対して、租税及び税法の理論と運用に関する高度の研究を行わせることを目的として、1年3か月間和光校舎において実施している。

(ホ) 本科

税務職員として7年以上の経験年数を経た職員で、部内の選抜試験等により選定された者に対して、税務の第一線における幹部職員の養成を目的として、1年間和光校舎において実施している。

(ヘ) 専科

専門官基礎研修修了後2年間の部内経験を経た職員に対して、専門官として必要

な事項を習得させることを目的として、7 か月間和光校舎等において実施している。

なお、平成 14 年度より部内経験年数が「3 年間」から「1 年間」に短縮され（経過措置あり）、平成 19 年度より「1 年間」から「2 年間」に延長された（平成 18 年度は専科が実施されていない。）。

（ト） 専攻科

平成19年度より税務職員として14年以上（国税専門官採用試験による採用者に関しては、10年以上）の経験年数を経た職員で、部内の選抜試験により選定された者に対して、審理・事務管理等の重要かつ高度な職務に必要な知識・技能等を習得させ、税務行政の中核となるにふさわしい職員を育成することを目的として、6 か月間和光校舎において実施している。

（チ） 税務理論研修

国家公務員採用 I 種試験により採用されて 3 年の実務経験を経た職員に対し、税務行政に関する高度な知識と識見をかん養することを目的として、3 か月間和光校舎において実施している。

なお、平成 11 年度より研修期間が「6 か月間」から「3 か月間」に短縮された。

（リ） 国際租税セミナー

海外取引に関する課税の充実を図るため、英語、海外取引実務、国際租税法等の専門的知識、技能を習得させることを目的として、和光校舎において次のとおり実施している。

A 基礎コース……部内の選抜試験により選考された者に対し 2 か月間実施

B 実務コース……基礎コース修了者の中から選考された者に対し 4 か月間実施

なお、上記 A については、13 年度から、コース名が「一般」から「基礎」に、研修期間も「3 か月間」から「2 か月間」に変更され、B については平成 12 年度からコース名が「特別」から「実務」に、研修期間も「6 か月間」から「4 か月間」に、変更された。

ロ 短期研修

（イ） 本校短期研修

本校における短期研修は、主として国税局の職員に対し、その職務遂行上必要な高度の専門的知識や技能などを習得させることを目的として、約 30 コース実施している。

（ロ） 地方短期研修

地方研修所における短期研修は、主として税務署の職員に対して、職務遂行上必要な専門的知識や技能などを習得させ、その能力、資質の向上を図ることを目的として、経験年数別、階級別等の階層区分ごとに実施している。

ハ 通信研修

通信研修は、会計学、税務会計及び英語（Ⅰ）・（Ⅱ）の科目について国税局及び税

務署等の職員に対して職員自らの研さんによって税務の執行に必要な知識を習得させることを目的として、5か月間～8か月間和光校舎等において実施している。

(2) 職場研修

税務行政の複雑化、困難化に対処するため、国税局、税務署及び署ブロック単位による各種の専門事務研修及び若年者を対象とした実務研修のほか、職員の社会常識のかん養、品性の陶冶等の研修も積極的に実施している。

5 その他

(1) 勤務評定

国税庁における勤務評定制度は、昭和24年6月に条件付任用期間中の職員を対象とした評定を実施したのが最初で、翌昭和25年12月に初めて国税庁の全職員に対して評定を行った。更に、翌昭和26年4月には、人事院規則10－2（勤務評定の根本基準）が制定され統一的な評定制度が確立された。

国税庁においては、その後昭和31年4月に「国税庁職員勤務評定実施規程」（昭和31年国税庁訓令特8号）を制定し、以降この規程に基づき毎年一定の日に全職員に対して評定を実施している。

(2) 表彰

国税庁の職員に対する表彰は、永年勤務者表彰として、財務省表彰規程（昭和49年大蔵省訓令特13号）に基づく財務大臣表彰、国税庁永年勤務者表彰準則（昭和37年国税庁訓令特8号）に基づく国税庁長官表彰等があるが、このほか、功績や考案、模範、善行のあった者に対する表彰として、国税庁表彰準則（昭和27年国税庁訓令特14号）に基づく表彰を行っている。

永年勤務者表彰については、昭和50年までは、適用される俸給表の種類と等級により、表彰を受ける勤務年数が異なっていた（大臣表彰25年以上又は30年以上、長官表彰20年以上又は25年以上）が、その後、昭和51年6月に大蔵省表彰規程と国税庁永年勤務者表彰準則が改正され、昭和52年4月1日からは、俸給表の種類と等級に関係なく大臣表彰は25年、長官表彰は20年でそれぞれ行うこととし、局長表彰等は廃止した。

更に、平成19年6月に財務省永年勤務者表彰準則（昭和37年大蔵省訓令特6号）が改正され、現在、大臣表彰は30年で行われることとなっている。

なお、平成11年から平成20年までの永年勤務者表彰受表彰者は、次のとおりである。

永年勤務者表彰受表彰者数

区分 年	財務省永年 勤務者表彰	国税庁永年勤務者表彰		合 計
	財務大臣表彰	国税庁長官表彰	国 税 不 服 審判所長表彰	
平成	人	人	人	人
11	1,660	1,422	15	3,097
12	1,459	1,680	24	3,163
13	988	1,928	22	2,938
14	1,256	1,827	15	3,098
15	1,589	1,660	21	3,270
16	1,422	1,364	7	2,793
17	1,648	1,952	12	3,612
18	1,909	1,930	15	3,854
19	—	1,878	15	1,893
20	1,774	1,755	23	3,552

(注) 平成19年から平成28年までは経過措置により、段階的に大臣表彰基準年数を勤続25年以上から30年以上へ引き伸ばしていくこととされ、その間の大臣表彰は隔年で行われることとなっている。

第3節 給与

1 現行の給与制度

(1) 俸給制度

国家公務員の給与は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第62条に「職員の給与は、その官職の職務と責任に応じてこれをなす。」と定められていることと、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号以下この節において「給与法」という。）第4条において「各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基き、且つ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。」と定められていることから「職務給」をその基本原則としているといえる。これは、旧憲法下における官吏の給与が、官吏の地位、体面を保持するにふさわしいものでなければならないとする「身分給」であったことに比べて大きな違いである。

現在、一般職の職員に適用される俸給表は、指定職をはじめ、行政職、専門行政職、税務職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職、福祉職、専門スタッフ職の11種類17表であるが、国税庁の職員は、このうち指定職、行政職、税務職、医療職の4種類7表の適用を受けている。

(2) 諸手当制度

一般職の職員の給与は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬である俸給と勤続期間、勤務能率その他勤務に関する諸要件を考慮して定められている諸手当に大別される。

現在、国税庁の職員に関係する諸手当には、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、地域手当、広域異動手当、本府省業務調整手当がある。

このうち特殊勤務手当については、国税庁職員に支給される犯則取締等手当があり、これは、昭和45年4月に国税査察手当として創設され、その後、同48年4月に国税犯則調査手当と改称され、更に、昭和57年4月に、国税庁の犯則取締業務に類似した他省庁における業務を整理し、手当の適用範囲に加えたことから現在の名称に改められたものである。

なお、1日当たりの手当額については、次の表のとおり創設後数次にわたる引上げが行われ、現在に至っている。

犯則取締等手当額の推移

適 用 年 月 日	1日当たり手当額
昭 45.4.1	150円
昭 49.4.1	200円
昭 50.4.1	280円
昭 52.4.1	320円
平 2.4.1	400円
平 10.4.1	550円

2 俸給制度及び諸手当制度の改正

昭和32年に確立された俸給制度は、その後50年近くにわたり幾多の改正を経て国家公務員の給与制度の根幹をなし、運用されてきた。この間、人口構造の高年齢化、少子化、生活意識の多様性、高度化社会への移行など社会経済情勢の基調の変化は著しく、行政に関しても行政需要の増大及びその多様化、複雑化の現象が年を追って顕著になってきた。

また、昨今続発した公務員不祥事等もあり、国民の公務員に対する批判には極めて厳しいものがあつた。なかでも公務員給与の在り方については、公務員の給与水準は地域の民間賃金と比較して高いのではないか、また、公務員は勤務実績に関係なく年功的に昇給していくなど民間企業の実態とかい離しているのではないか等の批判が各方面から出されていた。

人事院は、こうした国民の批判にこたえるべく、公務員給与に地場賃金を反映させるための地域間配分の見直し、年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた俸給構造への転換及び勤務実績の給与への反映を柱とした改革を行うこととし、平成17年8月に俸給制度、諸手当制度全般にわたる改革について勧告・報告を行った。この勧告・報告は給与法の一部改正等により、平成18年4月1日から段階的に実施されている。

主な改正点は、以下のとおり。

(1) 俸給制度の見直し

イ 俸給水準の是正

地域別の官民較差を参考として、俸給表の水準を全体として平均4.8%引き下げた。この際、中高年層については、民間の中高年層の給与水準との均衡を考慮して更に2%程度の引下げを行う一方、若年層については引下げを行わないことによって、給与カーブのフラット化が進められた。

ロ 級構成の再編（11級制から10級制）

職務・職責の同質化が進み、人事管理上も別々の級として存在させる必要性の少なくなった1級及び2級（係員級）並びに4級及び5級（係長級）がそれぞれ統合された。また、本府省課長級の中に、従来の本府省課長級の職責を上回る職務が生じてきていることから、新たな職務の級が設けられた。

税務職俸給表

新 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
旧 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

ハ 号俸構成等

勤務実績をきめ細かく反映させるため、1号俸が4分割された。また、最高号俸を超える者の在職実態を踏まえ、号俸が増設された。

ニ 中途採用者の初任給決定の制限の見直し

有用な民間経験を持つ者の初任給を公務に直採用された者と同等に決定することができるよう、これまでの制限が見直された。

ホ 昇格時の号俸決定方法

昇格時の号俸決定は、昇格時の職務・職責の高まりを給与上評価するものであることから、改正前と同様の昇格メリットを確保するとともに、どの号俸からでも一定の昇格メリットを享受できるように見直された。

ヘ 指定職俸給表の見直し

その水準を改正前の行政職俸給表(一)11級と同程度引き下げるとともに、在職者がいない1号俸から3号俸までの号俸がカットされた。

(2) 地域手当及び広域異動手当の新設

イ 地域手当の新設

賃金、物価及び生計費の地域差に着目した従来の調整手当に替えて、民間賃金の地域間格差が適切に反映されるよう、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員を対象とした地域手当制度が新設された。

ロ 広域異動手当の新設

民間において転勤のある企業の従業員の賃金水準が地域の平均的な民間賃金水準より高いことを考慮し、異動前後の官署間の距離及び異動前の住居から異動直後に在勤す

る官署までの間の距離がいずれも一定以上（60km以上）となる職員に対し、広域異動の日から原則として3年以内の期間について支給される広域異動手当が新設された。

（3）勤務実績の給与への反映

イ 勤務成績に基づく昇給制度の導入

特別昇給と普通昇給を統合するとともに、昇給の区分を5段階（A～E）設けることで、職員の勤務成績を昇給に適切に反映させる仕組みが導入された。

なお、同時にいわゆる枠外昇給制度は廃止された。

また、55歳昇給停止措置に替わる55歳昇給抑制措置が導入された。

ロ 勤勉手当の実績反映の拡大

勤務実績を支給額により反映し得るよう、勤勉手当の支給月数の引き上げ分（0.05月分）の一部を用いて、「優秀」以上の成績区分の人員分布の拡大が行われた。

ハ 昇格基準の見直し

昇格の要件として人事院の運用通知で規定されていた「勤務成績が良好であること」を人事院規則に明示するとともに、昇格に係る勤務成績の判定に当たっての運用指針が定められた。

（4）専門スタッフ職俸給表の新設

行政需要の多様化、複雑・高度化に対応するため、高度の専門能力を持つスペシャリストがスタッフとして活躍できる給与の枠組みを準備するとともに、在職期間の長期化への対応の観点から、複線型人事管理の導入に向けての環境整備として、専門スタッフ職俸給表が新設された。

（5）俸給の特別調整額の定額化

民間企業において役付手当が定額化されている実態を踏まえ、従来の年功的な給与処遇に替え、管理職員の職務・職責が端的に反映されるよう定率制から定額制に改められた。

（6）本府省業務調整手当の新設

本府省における職務の特殊性・困難性に配慮し、本府省においての必要な人材の確保のため、本府省の課長補佐、係長及び係員を対象とした本府省業務調整手当が新設された。

第4節 福利厚生

1 概要

国税庁における福利厚生施策は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第71条《能率の根本基準》に基づき、職員の勤務能率の確保・増進を目的に、健康管理、レクリエーション活動の推進、公務員宿舎の整備及び福祉事業を4本柱として実施しているが、職場環境等の変化に伴い、具体的な施策内容も変化してきている。

2 事務所掌

国税庁本庁における福利厚生事務については、昭和36年6月から厚生課が所掌してきたが、平成16年度の機構改正に伴い厚生課が廃止され、平成16年7月から厚生管理官が福利厚生事務を所掌することとなった。

なお、各国税局においては厚生課が、沖縄国税事務所においては会計課が、引き続き福利厚生事務を所掌している。

3 健康管理

(1) 生活習慣病対策

これまで、加齢に着目した疾患概念として使用されてきた「成人病」に代わり、生活習慣に着目した疾患概念である「生活習慣病」が定着していく中で、国税庁においても、生活習慣病の罹患を未然に防ぐための一次予防に重点を置き、健康診断、保健指導、健康教育等の施策の充実に取り組んできた。

しかしながら、高血圧症や肝臓疾患をはじめとした生活習慣病に係る被指導区分者数は増加傾向にあり、また、平成20年4月から内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防を目的として、40歳以上の職員を対象とした特定健康診査及び特定保健指導が開始されたことから、特に生活習慣病予備軍である30歳代の職員に対して健康診断を実施し、生活習慣の改善に向けた積極的支援をするなど、更なる施策の充実に取り組んでいる。

(2) 心の健康づくりの推進

平成16年3月、人事院は、国家公務員の自殺者数の増加、精神・行動の障害による長期病休者の急増に対応すべく、「職員の心の健康づくりのための指針」を発出した。

国税庁においても、精神疾患に係る被指導区分者及び長期病休者が増加していることから、上記指針を踏まえ、平成19年6月に「心の健康づくりの推進について（事務運営指針）」を発遣するとともに、心の健康の保持増進、心が不健康な状態への早期対応及び円滑な職場復帰と再発の防止を主たる施策とした手引を作成し、職員自身によるセルフケアと健康管理監督者によるラインケアを2つの柱とした教育・研修等を実施している。

更に、心の健康づくりを組織全体で計画的かつ効果的に実施し、これを一層推進するため、各国税局厚生課及び沖縄国税事務所会計課が推進体制の中核となり、職場の現状を的確に把握・分析した上で具体的な施策の実施状況を評価し、必要に応じて改善を図っている。

(3) 感染症対策

感染症が疑われる職員が発生した場合には、その職員の健康のみならず、周囲の職員や来署者の健康に配慮する必要があることから、発生時に的確に対応することが極めて重要である。

平成12年9月当時、国税の職場において結核の発症が増加傾向にあったことから、結核

等の感染症予防及び感染症が発生した際の具体的な対応を体系的に整理し、「感染症の予防と感染の疑いのある職員発生時の対応について（通知）」を発遣した。

また、平成17年11月に厚生労働省が発表した「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、新型インフルエンザ情報の収集に努め、正しい知識と適切な予防策について周知するとともに、発生・流行状況に応じて、迅速に対応できるよう、平成18年3月に「国税庁新型インフルエンザ対策行動計画（通知）」を策定した。

（４） その他の健康管理対策

イ 喫煙対策

平成12年に厚生省（現：厚生労働省）が21世紀における国民健康づくり運動として定めた「健康日本21」及び平成14年に制定された健康増進法に受動喫煙の防止等が盛り込まれたことを受け、平成15年7月、人事院は「職場における喫煙対策に関する指針について（通知）」を発遣した。

国税庁においては、上記指針を受け、受動喫煙防止のため、事務室内を全面禁煙とし、喫煙室を計画的に設置するとともに、禁煙希望者に対する禁煙サポート等を実施している。

ロ VDT（Visual（又はVideo）Display Terminals）作業対策

近年の情報（IT）化の進展に伴い、国の職場における情報通信技術の活用も大きく進展したことを受け、平成14年12月、人事院はVDT作業従事職員に係る環境管理、作業管理及び健康管理についての指針及び手引を見直し、各省庁へ通知した。

これを受け、国税庁においては、VDT作業に従事するすべての職員に対して、上記指針及び手引に沿って健康診断を実施するなど、職員の健康安全管理に努めている。

ハ 面接指導の実施

脳・心臓疾患や精神障害の発症は、長時間労働との関連性が強いとする医学的知見から、平成17年10月に労働安全衛生法が改正され、平成18年4月から長時間勤務により疲労の蓄積が認められる職員に対して、医師による面接指導が実施されることとなり、人事院は、公務においても民間の動向に対応するため、「人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）」を改正した。

これを受け、国税庁においては、「国税庁職員健康管理規程」を改正するとともに、「面接指導等の実施について（事務運営指針）」を発遣し、健康管理医等による面接指導を適切に実施している。

4 レクリエーション活動の推進

レクリエーション活動は、職員の心身の健康保持増進及び活力の向上を図るとともに、職場の一体感を醸成するための手段としても有効であることから、国税庁では従来から共済組合との連携を図りつつ、アウトソーシング化を取り入れるなど、民間との均衡を考慮しながら、適正かつ効果的なレクリエーション施策の実施に努めている。

なお、国税庁では、平成17年2月に策定・公表した国税庁特定事業主行動計画において、子育て期間中の職員に対する支援策として「子どもと触れ合う機会の充実」を掲げ、レクリエーション等の福利厚生事業の計画・実施に当たっては、親子で参加・利用できる施策も積極的に取り入れている。

5 公務員宿舎の整備

(1) 宿舎の確保と質的改善

転勤が頻繁に行われる税務の職場において、職員が安心して職務に専念できる環境を整え、職務の能率的な遂行を確保するためには、公務員宿舎の整備が不可欠であることから、国税庁では、従来から、宿舎の必要戸数の確保及び質的改善に努めてきたところである。

(2) 宿舎の移転・再配置計画

平成18年7月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、庁舎・宿舎等の国有財産については、売却・有効活用の推進を図ることとされたことを受け、平成19年6月、「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」において「国有財産の有効活用に関する報告書」が取りまとめられ、宿舎の移転・再配置計画が策定された。

移転・再配置計画においては、今後10年間で容積率の低い宿舎や小規模宿舎等を廃止し、移転・集約して国有財産の有効活用を図ることとされており、国税庁においても、国有財産の有効活用を図りつつ、必要戸数の確保に努めているところである。

6 共済組合による福祉事業

共済組合では、給付事業のほか、医療事業、貸付事業、団体定期保険・団体積立終身保険の取扱い等の福祉事業を行っており、組合員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に努めている。

(1) 給付事業

イ 短期給付事業

民間の健康保険制度の各種給付に相当する組合員及び被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業、災害等に関する給付や、雇用保険制度における育児休業給付及び介護休業給付に相当する給付を行っている。

短期給付の基本である療養の給付は、健康保険法の改正に基づき、平成15年度から組合員の一部負担金の割合が2割から3割に引き上げられた。

また、平成12年度から介護保険制度が導入され、介護掛金の徴収を行っている。

ロ 長期給付事業

民間の厚生年金・国民年金に相当するもので、退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金の給付を行っている。

なお、平成16年に、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合との財政単位一元化を

前提とした財政再計算が行われ、以後、段階的に掛金率の改定が行われた。

(2) 福祉事業

イ 保健事業

共済組合では、保健事業として、組合員及び被扶養者の健康増進及びレクリエーション活動を支援している。

財務省共済組合本部においては、新たに「心の相談」（平成12年度）、「生涯生活設計セミナー」（平成12年度）、「シッターサービス利用者助成」（平成13年度）を行うなど事業内容の充実を図っている。

また、平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」において、医療保険者である共済組合に対して特定健康診査・特定保健指導の実施が義務付けられた。

ロ 貸付関連事業

普通貸付、特別貸付及び住宅貸付のほか、財形貯蓄を行っている組合員を対象とした財形持家融資を行っている。

7 国税職員生涯福祉推進計画

平成3年3月に策定された「国家公務員福利厚生基本計画」（内閣総理大臣決定）に基づき、国税庁では、平成6年6月に「ライフプランニング支援策基本計画」を策定し、職員の在職中から退職後にわたる人生において、豊かでゆとりと生きがいのある生活設計を職員の自己責任原則に基づいて対応できるように、ライフプラン啓発研修の実施、ライフプランガイドブックの作成、ライフプラン通信の発行などの支援を行っている。

8 バリアフリー化の推進

平成6年6月の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」を受け、国税庁では、平成12年10月に税務署庁舎のバリアフリー化に向けた事務の進め方を整備した。その後、平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」によって更なる推進が求められたことから、税務署庁舎のバリアフリー化の実態確認を改めて実施するとともに、全税務署庁舎におけるバリアフリー施設の情報を国税庁ホームページへ掲載するなど、ハード・ソフトの両面から高齢者・障害者等が利用しやすい税務署の整備に努めている。

9 子育てと仕事の両立支援

(1) 安心子育て応援プラン（特定事業主行動計画）の概要

平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」の基本理念の趣旨に基づき、子育てと仕事の両立の推進という視点に立った職場環境を整備するため、「国税庁特定事業主行動計画」を策定し、平成17年4月1日から実施した。また、本計画にある各種施策の実施状況や職員の意見などを参考に、子育てと仕事の両立を更に推進するため、本計画

に明記していた3年目の見直しを行い、変更後の計画「安心子育て応援プラン」を公表するとともに、平成20年4月1日から実施している。

これまでの具体的取組としては、各種会議、研修等を通じた本計画の周知徹底、育児短時間勤務制導入等に向けた関係機関への積極的な働きかけ、職員の情報交換会の開催、両立支援の重要性等を集中的に啓発する期間として「安心子育て応援プラン推進週間」などを実施している。

(2) 具体的な子育てと仕事の両立支援策

安心子育て応援プランに盛り込まれている、職員のライフサイクルの各局面（結婚・出産、育児休業、職場復帰、子育て期間等）全般に通じた次の支援策を基に、より一層両立支援の推進に努めている。

イ 職場における子育てと仕事の両立に関する意識の醸成

ロ 管理者等による職員のニーズの適切な把握、事務計画、事務分担の見直し

ハ 子育ての状況に応じた人事上の配慮、宿舍の貸与に関する配慮、研修参加への配慮

ニ 超過勤務の縮減、年次休暇の取得の促進

ホ テレワークの導入

ヘ 保育施設や子育てに関する情報提供、情報交換会の実施、地域関係機関への働きかけ等

第5節 規律

1 服務

国家公務員法（昭和22年法律第120号）では、第3章第7節を「服務」と題し、第96条から第106条までの規定において公務員の勤務に服する場合の在り方を定めているが、服務の根本基準として同法第96条第1項は、「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定し、公務員の服務に関する根本的な考え方を示している。

租税の賦課徴収に関する事務に携わる税務職員は、その職務の公正な執行により、申告納税制度の趣旨に沿った課税の公平を実現していくという重責を担っているだけに、常に厳正な服務規律の維持に努め、公共の利益のために誠実に職務に専念し、税務行政に対する納税者の信頼を高めていくよう不断の努力をしていくことが要請されている。

国税庁では、このような趣旨に沿い、職員の厳正な服務規律の確保について従来から鋭意配意してきている。昭和28年度に、税務行政運営の基本的方針である「税務運営方針」が定められたのを機会に、各税事務共通の重要事項の一つとして、綱紀の肅正と職場秩序の維持を取り上げ、全職員に直接その趣旨を徹底させることとし、更に、昭和36年度以降は、基本的な考え方の三本柱の一つにも「綱紀を正し、明るい執務体制を作ること」（昭和46年度から「綱紀を正し、明るく、能率的な職場をつくること」に変更）を掲げ、職員に対し、税務職員としての職

責を自覚し、服務規律を遵守して良識ある行動をとるよう努めさせているとともに、管理者には、自らを律し、非行の未然防止に努めるよう措置している。

また、従来から、公務の適正な運営、綱紀の厳正な保持及び倫理法令等の遵守について、通達を発遣するほか、会議などあらゆる機会を通じて職員に対し注意を喚起しており、服務規律違反の根絶に向けて、綱紀の厳正な保持等について、引き続き、その徹底に努力しているところである。

2 懲戒

公務員に服務規律違反があった場合は、綱紀を肅正し、公務員の勤務についての秩序を維持するため、その公務員に対し、国家公務員法第82条などに基づき、懲戒処分が行われる。

懲戒処分は、職員にとって重大な不利益処分であるため、同法第74条では、懲戒の根本基準として、特に公正に行うことを規定し、また、同法第90条では、職員が著しく不利益な処分を受けた場合には、その不利益処分に関して、人事院に対し、不服の申立てをすることができる」と規定されている。

国税庁では、職員のごく一部の限られた非行事件であっても、その職務の執行の公正さと税務行政に対する国民の信頼を著しく損なうおそれがあることにかんがみ、服務規律に違反した職員に対してはもとより、指導監督が不十分であったため、非行を未然に防止することができなかった監督者に対しても、厳正な措置をもって臨んできている。

また、昭和28年には、国税庁職員訓告規程（国税庁訓令特27号）を制定し、職員に懲戒処分にまでは至らない非違の行為が認められた場合にも、その職員やその職員の監督者に対して、注意を喚起し、その職務遂行に関する行為を矯正する措置として、「訓告」を行っている。

なお、懲戒処分や矯正措置を行うに当たっては、適正かつ公平な処分等の審議を行うため、昭和28年に国税庁非行審議会規程（国税庁訓令特12号）を制定し、懲戒権者の諮問機関として、非行審議会を設けている。

3 公務員倫理

（1） 倫理法令の概要

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程は、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為を防止することにより、公務に対する国民の信頼を確保することを目的として制定され、平成12年4月に施行された。

倫理法令では、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則、利害関係者等との具体的な行為規範、贈与等の報告制度などについて定められている。

（2） 行動規範

行動のルールとして、利害関係者との間の禁止行為、利害関係者でない者との間でも許されない行為等が定められている。

イ 利害関係者

利害関係者とは、職員の職務遂行によって直接に利益又は不利益を受ける者で、具体的には、許認可等、補助金等、立入検査、監査、監察、不利益処分、行政指導、契約などの相手方が利害関係者に該当する。

ロ 利害関係者との間の禁止行為

職員は、利害関係者との間で行う一定の行為が、一部の例外を除き禁止されている。

具体的には、金銭を受けること、物品又は不動産の贈与を受けること、金銭の貸付けを受けること、無償による物品又は不動産の貸付けを受けること、無償による役務の提供を受けること、未公開株式を譲り受けること、供応接待、共に遊技、ゴルフ又は旅行をすること等。

ハ 利害関係者でない者との間でも許されない行為

利害関係者でない者から、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待を受けること又は財産上の利益を受けることや、飲食等の場に居合わせない者に対し本人の知らないままに代金を負担させる、いわゆる「つけ回し」を行うことは禁止されている。

(3) 報告制度

イ 贈与等の報告

本省課長補佐級以上の職員が、事業者等から1件につき5千円を超える贈与、供応接待、報酬の支払を受けた場合、四半期ごとのその状況について報告することとされている。

なお、報告書は、翌四半期の初日から14日以内に提出しなければならない。

ロ 株取引等及び所得等の報告

本省審議官級以上の職員は、前年の株券等の取得又は譲渡について株取引等報告書を、前年の所得について所得等報告書を、毎年3月31日までに提出しなければならない。

4 監察

(1) 国税庁監察官制度

国税庁の監察官制度は、昭和24年6月1日の国税庁発足時に、旧大蔵省組織規程（昭和24年大蔵省令第37号）第91条の規定により創設された。

当時の監察官の職務権限は、国税庁の所属職員について身分上の監察（行政処分を前提とした非行調査）を実施するのみで、犯罪捜査権までは付与されていなかったことから、証拠収集等が困難で事務処理上支障をきたすことが多かった。

その後、前記問題解決のため、昭和25年5月大蔵省設置法の一部が改正され、監察官制度が大蔵省設置法で規定されるとともに、国税庁の所属職員が行った職務に関連する犯罪について任意の捜査権を付与されることとなった。

なお、国税庁監察官及び国税庁監察官補（以下「監察官等」という。）の定数は、発足当初は60名であったが、その後、数次の改正を経て、平成13年改正以降、144名である。

国税庁（本庁）及び各派遣別国税庁監察官等の定数（平成20年度）

区分 派遣名	監 察 官					監察官補	合計
	首席	次席	主任	監察官	小計		
国 税 庁	1	1	1	3	6	2	8
札 幌	1	—	2	3	6	—	6
仙 台	1	—	2	4	7	—	7
関東信越	1	1	2	5	9	2	11
東 京	1	1	10	14	26	10	36
金 沢	1	—	1	2	4	—	4
名古屋	1	1	5	6	13	4	17
大 阪	1	1	8	11	21	6	27
広 島	1	—	3	5	9	—	9
高 松	1	—	2	2	5	—	5
福 岡	1	—	2	4	7	—	7
熊 本	1	—	2	3	6	—	6
沖 縄	—	—	—	1	1	—	1
合 計	12	5	40	63	120	24	144

（２） 国税庁監察官の職務

国税庁監察官の職務範囲等については、財務省設置法（平成11年法律第95号）第26条第1項において、「国税庁の所属職員（国税庁、国税局及び沖縄国税事務所の審議会等並びに施設等機関の職員を除く。以下同じ。）についてその職務上必要な監察を行わせる。」とし、同法第4条第21号において、「法令の定めるところに従い、第27条第1項各号に掲げる犯罪に関する捜査を行い、必要な措置を採ること。」とした上で、同法第27条第1項において、各号に掲げる犯罪（職務犯罪）があると思料するときは、国税庁監察官が、犯人及び証拠を捜査すると規定されており、具体的には、国税庁監察官事務規程や国税庁監察官職務規範に基づき実施される。

したがって、国税庁監察官には、その職務を遂行する上で必要な監察権限と犯罪捜査権限（特別司法警察職員に準ずる職員としての扱い）の二つの職務権限が与えられている。

イ 監察

国税庁監察官が行う監察とは、行政上の監督の立場から職員の行為について調査して服務上の適否を判断するとともに、非行の防止及び発見並びにその処理を行う手続である。また、非行とは、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条各号に掲げる懲戒の事由に該当するすべての行為（情状によって懲戒処分が免除される場合を含む。）とされ、犯罪はもちろん犯罪に至らない違法又は不当な行為もすべて含まれる。

現在、監察官等は、職員の非行の未然防止及び早期発見並びに必要な措置を講ずるため、監察事務を予防監察、資料監察及び非行監察の三つに区分して実施している。

ロ 犯罪捜査

国税庁監察官が捜査する犯罪とは、

- (イ) 国税庁の所属職員がしたその職務に関する犯罪
- (ロ) 国税庁の所属職員がその職務を行う際にした犯罪
- (ハ) (イ)及び(ロ)に掲げる犯罪の共犯

(ニ) 国税庁の所属職員に対する刑法第198条（贈賄）の犯罪

をいい、上記(ハ)及び(ニ)に掲げる犯罪については、国税庁の所属職員だけでなく一般民間人に対しても捜査権の行使が認められているが、上記以外の犯罪については、国税庁の所属職員でも捜査権は及ばないこととされている。

国税庁監察官に付与されている捜査権は、いわゆる任意捜査権であり、強制捜査の権限は有しておらず、逮捕、差押え、搜索等を行うことはできない。このように国税庁監察官は、限られた捜査権を有していることなどから特別司法警察職員に準ずる職員の扱いとされている。

また、国税庁監察官が犯罪の捜査をした場合には、刑事訴訟法第246条の規定に基づき事件を検察官に送致しなければならないこととされている。平成11年6月以降国税庁監察官が検察官に送致した事件は32件に上り、中でも平成15年のKSK（国税総合管理）システムの不正操作による公電磁的記録不正作出・同供用等事件（懲役4年6月・実刑判決）、更に平成19年以降、連続して発生した国庫金詐欺事件（最長8年に及ぶ実刑判決）が特筆される。

なお、非行事件は、国税庁監察官制度が創設された当時は、第2次世界大戦後の混乱期という影響もあって、職務に関連した非行事件が多発し、その態様も様々なものが見受けられたが、昭和40年以降は、税務行政の安定、職員の資質の向上並びに非行防止策の浸透や、監察官等による地道でたゆまぬ幅広い予防監察などの結果、非行事件の発生は激減しているものの、国家公務員倫理法の制定（平成11年法律第129号）以降、同法に基づく非行事件も発生している。

ハ 監察事務の運営

最近の社会経済が多様に変化している中で、国民の税務行政、特に、執行面に対する適正・公平の確保の要請が一段と高まっていることにかんがみ、従来にも増して信頼される税務行政の確立を図る必要がある。そこで、監察事務の運営に当たっては、綱紀を肅正し、公正な税務行政の運営に資するため、非行防止を最重点事項と定め、国税庁、国税局（所）及び税務署が一体となって創意工夫を凝らし、非行の未然防止と早期発見に鋭意努めている。

このため、従来から実施してきた非行の予防措置を常に見直しして一層の拡充強化することはもちろんのこと、職場の実情や社会情勢の変化に沿って必要な改善を実施し、職場秩序の確立と予防監察の一層の充実に努めている。

第6節 事務の管理・企画

1 情報システムの活用

(1) 概要

国税庁においては、事務の合理化、効率化を強力に推進するため、東京、名古屋、大阪の各国税局及び関東信越国税局管内の埼玉県南8税務署（その後、署の分割に伴い10税務署となる。）については、税務署の内部事務を中心にバッチ処理を主体にした都市局システムを、札幌、仙台、関東信越、金沢、広島、高松、福岡、熊本、沖縄の各国税局（所）については、オンライン処理を主体にした地方局システム（総合オンラインシステム）を導入してきたところである。

その後、①都市局と地方局で異なったシステムにより運用されていること、②近年における経済取引の複雑・広域化、情報化の急速な進展など、税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、更に高度なシステムを構築する必要性が認められるようになってきたこと、③情報処理技術は飛躍的な進歩を遂げてきており、国税事務のより高度なコンピュータの活用が可能な状況になってきたことなどから、更に各種情報を有効活用して、効果的な税務調査や的確な滞納整理を実施するなどの税務行政の効率化・高度化を図るため、昭和63年度に発展性のある新しいコンピュータシステムである国税総管理(KSK)システム（以下、この章において「KSKシステム」という。）の開発が決定され、検討期間を経て、平成2年度から本格的な開発・テスト作業を進めた。

平成7年1月から、東京国税局の2税務署（京橋、川崎北税務署）において、所得税・法人税申告書等のOCR入力などの賦課系の基本的な業務の試行を開始し、同年11月から債権管理・徴収等の業務を追加するとともに、12月からは仙台国税局の2税務署（福島、白河税務署）において試行を開始した。

更に、平成8年11月からは、東京国税局の19税務署に試行を拡大し、既に試行を行っていた4税務署と合わせ、東京国税局及び仙台国税局の2国税局23税務署で試行を行った。

平成9年11月から、東京国税局管内の全税務署に導入し、東京及び仙台の2国税局86税務署に拡大した。

平成11年11月から、大阪国税局管内の全税務署に導入し、平成12年11月から、名古屋国税局管内の全税務署及び関東信越国税局埼玉県南10税務署に導入した。

平成13年11月から、残りの仙台国税局50税務署、関東信越国税局53税務署、札幌、金沢、広島、高松、福岡、熊本国税局及び沖縄国税事務所管内の全税務署297署に拡大し、全国12国税局（所）及び524税務署への導入が完了した。

これに伴い都市局システム及び地方局システム等の個々に運用してきたシステムを廃止し、全国統一のシステム運用を実施している。

その後、平成15年7月に決定された「電子政府構築計画」に基づき、「刷新可能性調査」

を外部専門家に委託して実施し、その結果を踏まえて、平成 16 年 4 月に「KSK システムの今後の見直しについて」を公表した。更に、この見直しの方針に従い、KSK システムの効率性・経済性の向上や調達の透明性の確保などの施策を盛り込んだ「国税関係業務の業務・システム最適化計画」を平成 18 年 3 月に策定・公表し、事務処理の簡素化・効率化、納税者利便性の向上、システムの高度化等の観点から、情報システム化に係る各種施策に取り組んでいる。

行政情報化の推進については、1 人 1 台のパソコンの配備を進め、平成 16 年 3 月には税務署を含めた全職員にパソコンを配備し、国税庁 WAN の構築を完了した。

これらと並行して、平成 11 年度には、省庁間電子文書交換システム（省庁の枠を越えた政策の総合的な企画・立案を支援するため、情報流通の円滑化と迅速なコミュニケーションを行うシステム）の導入、平成 12 年度には、情報公開法に対応した行政文書ファイル管理システムの導入、平成 17 年度には、各局署において、総合的文書管理システム（りん議決裁、文書発遣収受及び文書管理等で構成されるシステム）の運用を開始した。

また、国税関係システムは、大量の納税者情報を保有・蓄積することから、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするほか、情報セキュリティ訓令を定めてその徹底を図り、更には、外部専門家によるセキュリティ監査を定期的の実施し必要な対策を講ずるなど、情報セキュリティの確保に努めている。

（２） KSKシステム

イ KSKシステムの概要

KSKシステムは、全国の国税局（所）と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムであり、全体で24の業務システムから構成されている。

ロ KSKシステムの業務システム

（イ） 納税者情報管理

KSK システムの各業務システムにおいて管理対象となる、納税者等に共通な情報（例えば、住所、氏名（法人名）、生年月日等）を、過去の異動履歴を含め全国・全業務横断的かつ一元管理するシステム。

（ロ） 所得税・消費税

所得税及び個人消費税に係る申告、申請、届出、調査等の情報を一元的に管理するシステム。個人の納税者に係る確定申告書の発送と受理及び申告内容のチェックを実施し、国税に関する債権債務を管理する債権管理システムへ申告納税額等のデータ連絡を行うほか、資料情報などを活用した税務調査対象者の選定を行う。

（ハ） 資産税

譲渡所得、相続税及び贈与税に係る申告、申請、届出、調査等の情報を一元的に

管理するシステム。譲渡所得については、資料情報などを基に土地譲渡者に関する申告対象者の選定、申告審理支援、調査事績の管理等を行うほか、株式譲渡者に関して、資料情報などを基に申告審理支援等を行う。相続税及び贈与税については、申告対象者の選定及び申告書の入力等を行う。

(二) 法人税・消費税

法人税及び法人消費税に係る申告、申請、届出、調査等の情報を一元的に管理するシステム。法人の納税者に係る確定申告書の発送と受理及び申告内容のチェックを実施し、国税に関する債権債務を管理する債権管理システムへ法人税額等のデータ連絡を行うほか、資料情報などを活用した税務調査対象者の選定を行う。

(ホ) 源泉所得税

源泉徴収義務者に係る納付、申請、届出、調査等の情報を一元的に管理するシステム。源泉徴収義務者から納付(提出)される所得税徴収高計算書や申請書の情報を入力するほか、所得税又は法人税などの他の業務システムの情報や資料情報などを活用した税務調査対象者の選定を行う。

(ヘ) 酒税

酒類製造者等の情報を一元的に管理するシステム。酒税の納税者である酒類製造者等から提出された免許申請書や申告書の情報を入力し、調査対象者の選定を行う。

(ト) 鑑定

清酒の製造業者の情報を一元的に管理するシステム。清酒の製造業者から提出された米等の原材料の受払状況、清酒の出荷状況等を入力し、清酒の製造状況を分析する。

(チ) 間接諸税

間接諸税の納税者に係る申告、申請、調査等の情報を一元的に管理するシステム。たばこ税等の間接諸税(たばこ税を含む8税目)の納税者から提出された営業等開始申告書や納税申告書等を入力するほか、資料情報など他システムの情報を活用した調査対象者の選定を行う。

(リ) 資料調査

法定調書の提出義務者に係る法定調書合計表の発送と受理及び提出事績の管理を行うほか、全国の国税局(所)・税務署において収集した資料情報を、住所、氏名(法人名)等により納税者ごとに名寄せして、税務調査事務を支援するシステム。

(ヌ) 財産評価

路線価図及び評価倍率表を作成するために、公示価格等を基に標準地及び路線価の評定作業を行うシステム。また、上場株式の課税時期、銘柄等から評価額を算出するほか、ゴルフ会員権の取引相場の情報を提供するシステム。

(ル) 審理室

異議申立て及び審査請求事案について、処理経過等の情報を入力することにより、

事案ごとの進行管理を行うシステム。

(フ) 調査

大規模法人の申告、調査等の情報を一元的に管理するシステム。法人税・消費税システムから大規模法人の申告書や申請書等の情報を引継ぎ、資料情報などを活用した調査対象者の選定を行う。

(ワ) 債権管理

国税の納付実績など個々の納税者の国税に関する債権債務を一元的に管理するシステム。課税システムに入力された申告書等の情報から、納税証明書、督促状及び国の歳入金の報告書などを作成する。

(カ) 徴収

国税の滞納に関する情報を一元的に管理するシステム。滞納状況に沿った催告書や照会文書の作成、財産差押えの必要書類の作成及び納付計画に沿った納付書の自動作成などを行い滞納処分を効率的に行う。

(ヨ) 総務

税理士の情報を一元的に管理するシステム。

(タ) 税務相談

相談・苦情の件数を管理し、集計事務を行うシステム。

(レ) 人事

人事課の所掌する各種事務を行うシステム。

(ソ) 厚生

厚生課の所掌する各種事務を行うシステム。

(ツ) 課税実績検索

各業務システムで入力された全国の納税者に関する課税情報を引継ぎ、全国規模での検索を行えるシステム。

(ネ) 個人・法人関連情報システム

個人及び法人の納税者のグループに関する情報等を一元的かつ効率的に管理し、所得税、資産税及び法人税の調査事務を支援するシステム。

(ナ) 業務管理情報

業務系システムからデータを引継ぎ、業務管理上必要な業種別の申告状況や調査状況等に関する各種計数情報を提供するシステム。

(ラ) 企画

企画課システムに情報を引継ぐための各種統計データベースを作成するシステム。

(ム) 査察

査察調査に関する情報を管理するシステム。

(ウ) 非課税貯蓄限度額管理

障害者等の少額貯蓄等の利子 所得の非課税限度額を管理するシステム。金融機関

等を経由して貯蓄者から提出された非課税貯蓄申告書等を入力し、非課税限度額を超過したものについて金融機関を通じて是正を行う。

(3) 最適化計画の主な施策

イ 事務処理の簡素化・効率化

課税内部事務（申告書の情報の入力事務等）と債権管理事務（収納・還付事務等）を一つの部署で一体的に処理するためのシステム開発を平成21年3月までに行った。

ロ IT活用による納税者利便性の向上

コンビニエンスストアでの納税を可能とするシステムの開発等を実施し、平成20年1月から運用を開始した。

ハ IT活用による調査・滞納整理に関するシステムの高度化

個人・法人関連情報、間接諸税、酒税システムについては、情報をシステム上一元的に管理するなどの開発を実施し、平成21年4月から運用を開始した。

ニ システムの安定性・信頼性及び情報セキュリティの確保

自然災害等により長時間システムが停止した場合にも納税者や税務行政に支障が生じないように、KSKシステムのバックアップセンターを設置し、平成18年2月から運用を開始した。

ホ システム関係経費の削減及び調達の実行性の確保

(イ) KSKシステムとOAシステムの統合及び機器の再編成

平成17年12月に、国税庁、名古屋及び大阪国税局において、平成18年12月に、名古屋及び大阪国税局を除く各国税局（所）において、KSKシステムとOAシステムのネットワーク、通信回線、端末機及び局署に設置しているサーバをセキュリティに留意した上で統合した。

更に平成22年度までに、局署に設置しているサーバをセンターに集約することとしている。

(ロ) オープンシステム化

国税庁では、KSKシステムについて、経費削減と調達における透明性の確保の観点から、オープンシステム（特定のメーカーに依存することなく、広く複数のメーカーの製品を取り込める互換性の高いシステム）への移行に取り組んでいる。

具体的には、税務相談、課税事績検索、総務（税理士）、審理室及び鑑定システムについては、平成17年10月に、非課税貯蓄限度額管理システムについては、平成18年10月にオープンシステム化し、更に、平成22年度までに資料調査、財産評価、業務管理情報、企画、査察及び徴収システムのオープンシステム化を行うこととしている。

(4) OAセンターの設置

国税局（所）の実情を反映した業務管理資料を作成するなど、各国税局（所）のニーズに柔軟に、かつ、迅速にこたえることを目的として、昭和61年12月関東信越国税局を皮切

りに、平成12年度までには、全国12国税局（所）に小型電子計算機を設置し、各種の業務管理資料の作成、金融機関との振替納税の磁気テープ交換処理（平成17年11月より国税庁事務管理センターでの集中処理に移行した。）等を行っている。

平成18年1月からオープンシステム化した機器により、庁分散システム及び局独自システムを安定的に運用している。

更に、国税庁事務管理センターと局OAセンター間の磁気媒体の搬送により連絡していたデータについては、平成19年2月から順次電送化を進めている。

（5） 行政情報化の推進

行政情報化の推進については、平成9年の「行政情報化推進基本計画の改定について」に基づき、国税局の職員に1人1台のパソコンの配備を進め、平成16年3月に、税務署を含めた国税庁WANの構築を完了した。

これらと並行して、平成11年度には、省庁間電子文書交換システムを導入、平成12年度には、行政文書ファイル管理システムを導入し、平成14年度には、総合的文書管理システムを行うための試行を国税庁で実施し、平成16年度には、税務大学校及び各国税局（所）で、平成17年度には、各税務署において、総合的文書管理システムの運用を開始した。更に、平成19年7月には、利用者の利便性をより一層向上させる観点から、各国税局（所）ホームページを国税庁ホームページに集約し、リニューアルするなど、積極的に行政情報化の推進を行っている。

また、情報セキュリティ対策として、平成15年6月には、情報セキュリティ訓令を定めてその徹底を図り、端末機の格納データの暗号化等を実施するとともに、平成17年8月には国税庁WANからインターネットを分離した。更には、外部専門家によるセキュリティ監査を定期的実施し必要な対策を講ずるなど、情報セキュリティの確保に努めている。

2 電子政府の推進

（1） 業務・システムの最適化

平成15年7月に「電子政府構築計画」が決定され、政府全体として、国民の利便性・サービスの向上のための取組、ITを活用した業務改革を行うための取組を行うこととされた。

国税庁においては、「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」(平成18年3月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、納税者利便性の充実のためのITの活用と併せ、ITの高度利用を前提とした事務の見直しを進めることとし、①業務を的確に実施するための事務処理の簡素化・効率化、②IT活用による納税者利便性の向上等、③IT活用による調査・滞納整理に関するシステムの高度化、④システムの安定性・信頼性及び情報セキュリティの確保、⑤システム関係経費の削減及び調達透明性の確保を基本理念として、平成18年3月に「国税関係業務の業務・システム最適化計画」を策定・公表し、国税関係業務・システムの最適化に取り組んでいる。

基本理念のうち、事務処理の簡素化・効率化の観点では、内部事務の一元化や税務相談

の電話相談センターへの集中化などを実施している。

納税者利便性の向上等の観点では、特にe-Taxの利用拡大に積極的に取り組むとともに、コンビニエンスストアでの納税等を可能とする国税の納付手段の多様化などを実現している。

システムの高度化の観点では、調査・滞納整理の一層の充実を図るため、情報セキュリティに配慮しつつ、経済社会の国際化・高度情報化に対応するために、納税者に関する各種情報の相互活用が可能となるようなシステム改善などを実施している。

また、情報セキュリティの確保などの観点では、国税庁・国税局（所）のセンター間あるいはセンターと外部との間のデータ搬送について、搬送データの暗号化・電送化などを実施している。

更に、経費削減及び調達の透明性の確保の観点では、国税関係システムの調達単位について、機器、システム開発等を細分化し、一般競争入札対象の拡大などを推進している。

これらの業務・システムの最適化を実施することにより、行政運営の簡素化、業務効率の向上を図るとともに、適正かつ公平な課税の実現という国税庁の任務を的確に果たすため、税務調査や滞納処分の一層の充実を図り、納税者のコンプライアンス（法令遵守）の向上を目指している。

（２） e-Taxの普及

イ e-Taxの概要

e-Taxとは、自宅やオフィスあるいは税理士事務所などからインターネット等を利用して申告や納税など国税に関する様々な手続を行うシステムである。

e-Taxでは、所得税、法人税、消費税（地方消費税を含む。）、酒税及び印紙税の申告手続のほか、青色申告の承認申請、納税地の異動届、納税証明書の交付請求及び法定調書の提出などの申請・届出等の手続や全税目に係る納税の手続が利用可能となっている。

ロ e-Tax導入の経緯等

（イ） 電子政府構築に向けた国の動き

平成6年8月、我が国の高度情報通信社会の構築に向けた施策を総合的に推進し、情報通信の高度化に関する国際的な取組に積極的に協力するため、「高度情報通信社会推進本部」（本部長：内閣総理大臣）が内閣に設置され、行政の情報化を総合的・計画的に推進するため、「行政情報化推進基本計画」（平成6年12月閣議決定）が策定された。更に、「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」（平成7年2月高度情報通信社会推進本部決定）が示されたほか、その関連で様々な方針決定がされた。

こうした動きのなかで、国税の電子申告も、「経済新生対策」（平成11年11月経済対策閣僚会議決定）で、「国税の電子申告については、必要な実験を行うなど、その実現に向けての基盤の整備を推進する。」とされ、更に、「ミレニアム・プロジェクト（新しい千年紀プロジェクト）について」（平成11年12月内閣総理大臣決定）では、

「2003年度までに、国税の申告手続等をインターネット等のネットワークで行うことのできる電子申告システムを構築し、一部の税目等について運用を開始」と、その導入の実現に向けても言及されるようになった。

その後、平成12年11月には、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に的確に対応するため、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的として、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」が成立し、同法第25条に基づき、平成13年1月、内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」（以下、「IT戦略本部」という。）が設置されることとなった。

また、行政手続のオンライン化に関しては、平成15年2月に施行された、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」により、行政機関等への申請・届出等手続について、主務省令の定めるところにより、従来の書面による手続に加えて、オンラインでも手続が可能となった。

（ロ） e-Tax導入に向けた国税庁の対応

このような政府の動きの中で、国税庁においても、電子政府実現の一環として、高度情報化に対応した納税者の利便性の向上を図る観点から、電子申告の実現に向けた準備を進めることとした。

そこで、有識者から技術的・専門的な意見を聴取するため、国税審議官主催の「申告手続の電子化等に関する研究会」を設け、平成11年6月以降議論を重ね、平成12年4月には、「望ましい電子申告制度の在り方について」としてその結果が取りまとめられ、電子申告も高度情報化社会の実現を目指した大きな流れの中で積極的に推進すべきであるとの方向性が示された（研究会資料の詳細については、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）に掲載している。）。

また、研究会の検討結果を踏まえ、平成12年11月から13年3月までの間、いくつかの方式による比較検討を含んだ電子申告の導入に向けた本格的な実験を、東京国税局の麹町税務署及び練馬東税務署において、納税者や税理士の協力を得ながら、所得税、法人税及び消費税申告について実施した（実験結果の詳細については、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）に掲載している。）。

以上のような研究会の議論や実験の実施結果等を踏まえた上で、平成15年度からの電子申告の運用開始を目指し、詳細な仕組みの検討を行いつつ、システム設計、システム開発、各種テスト、総合テスト等を計画的に実施した。

（ハ） e-Taxの導入及び拡大

e-Taxは、納税者の権利・義務にかかわる重要なデータを扱うことから、その導入に当たっては、安定的な稼動を確認しつつ、段階的に運用地域や利用可能手続を拡大してきている。

e-Taxの運用は、平成16年2月に名古屋国税局管内（愛知県、静岡県、三重県、岐

岐阜県）において、所得税申告、消費税申告（個人）を対象として開始し、同年3月には、利用対象手続を法人税申告、消費税申告（法人）、納税、申請・届出等に拡大している。

更に、同年6月には、e-Taxの運用を全国に拡大し、9月には、申請・届出等手続の運用を大幅に拡大するとともに、11月には、受付時間の拡大（平日9時から18時を9時から21時）を行っている。

その後、平成17年4月には、酒税及び印紙税申告を導入、同年9月には、連結納税手続も利用が可能となっている。

ハ e-Taxの普及に向けた取組

（イ） 「オンライン利用促進のための行動計画」の策定

平成16年2月のe-Taxの導入後、政府は、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月閣議決定）において、「年間申請件数の多い（年間申請件数10万件以上）手続、企業が行う頻度の高い手続、オンライン利用に関する企業ニーズの高い手続等を「オンライン利用促進対象手続」として定め、利用者視点に立ったシステム整備、サービスの改善、処理期間の短縮等の具体的利用促進措置とその実施期限、利用率の目標等を定めた行動計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定し、公表する。」こととした。

また、「IT政策パッケージ2005」（平成17年2月IT戦略本部決定）において、「2005年7月末までにオンライン利用促進対象手続を定め、「今後の行政改革の方針」に基づき、利用促進のための行動計画を2005年度末までのできる限り早期に策定し、公表する。」こととした。

更に、平成18年1月には、政府全体としてオンライン申請の利用促進を図るため、IT戦略本部において「IT新改革戦略」が決定され、「国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度（平成22年度）までに50%以上とする」という目標が掲げられ、その実現に向けた方策として、「オンライン利用促進対象手続について、各手続の利用目標を含む利用促進行動計画を2005年度に策定・公表し、2010年度までにオンライン利用率50%以上を達成する。」こととした。

国税庁は、これらを踏まえて、平成17年7月に申告手続などの48手続を「オンライン利用促進対象手続」（以下、「利用促進対象手続」という。）として定め、平成18年3月には、国税関係手続の「オンライン利用促進のための行動計画」（以下、「行動計画」という。）を策定し、財務省行政情報化推進委員会で決定の後、公表した。

行動計画には、利用促進対象手続について、オンライン利用率の目標を平成18年度2%、19年度3%、20年度8%と設定（e-Taxの利用に必要な電子証明書の一定の普及を前提条件としている。）し、達成に向けた具体的措置として、第三者作成の添付書類の送付不要、税務署設置のパソコンからの電子申告、一定の要件のもとでの納税者本人の電子署名の省略、還付申告の処理期間の短縮などに取り組むことを盛

り込んだ。

また、「特に利用者ニーズが大きい手続」として、毎月申告が必要な消費税額4,800万円超の法人の消費税、印紙税及び酒税については、重点3手続として平成20年度にオンライン利用率50%を目標とした。

なお、利用促進対象手続については、平成19年3月に見直しを行い、48手続から42手続に改定した。

(ロ) e-Tax普及のための取組

国税庁は、平成16年6月に全国に運用を拡大した後、申請・届出等手続や受付時間を拡大し、平成18年1月には事前手続となる開始届出書の提出について、従来の書面による提出に加えて、オンライン提出を可能とするなどの措置を実施した。

平成18年度以降は、行動計画に基づき、納税者や税理士等の要望を聞きつつ、利用者の利便性向上のためのシステム及び運用の改善や制度の改正に積極的に取り組んできた。また、税理士会等の関係民間団体への協力要請、納税者に対する個別勧奨などを重点的に行うとともに、あらゆる機会を通じて広報・周知を実施してきた。

その結果、e-Taxの利用件数は大幅に増加してきており、利用促進対象手続の利用件数は、平成16年度58千件(0.2%)、平成17年度127千件(0.4%)、平成18年度1,057千件(3.1%)、平成19年度5,771千件(16.9%)、平成20年度10,069千件(29.4%)となっている。

また、重点3手続については、平成20年度で消費税4,800万円超は、平成20年4月から平成21年3月利用率55.9%、印紙税は、平成21年3月単月利用率65.4%、酒税は、平成21年3月単月利用率99.8%と目標利用率を達成した。

なお、納税等を含めたe-Tax全体の利用件数は、平成16年度71千件、平成17年度238千件、平成18年度2,035千件、平成19年度10,111千件、平成20年度16,208千件となっている。

(ハ) 平成18年度に実施した普及策

A e-Taxソフトのダウンロード

e-Taxの利用に当たっては、e-Taxソフト(CD-ROM)を取得する必要があり、郵送のため利用までに時間がかかったが、平成18年10月から、e-Taxホームページからのダウンロードにより、容易に入手でき、即時の利用が可能となった。

B 還付処理期間の短縮

e-Taxを利用したメリットを実感できるよう、インセンティブ措置として、平成18年11月以降は、e-Taxを利用した還付申告について優先的に支払事務を行い、処理期間を通常の6週間程度から3週間程度に短縮することとした。

C 電子署名の省略

e-Taxは、納税者の権利・義務にかかわる重要な申告等データを取り扱っているため、情報セキュリティの確保の観点等から、申告等データについて、納税者本

人がデータを作成していること及び送信されたデータが改ざんされていないことを確認するため、原則として納税者本人の電子署名を求めている。

しかし、税理士が納税者から依頼を受けて税務書類を作成して送信する場合には、税理士の電子署名があればセキュリティ上の問題等はないと考えられることから、平成19年1月から、税理士を通じて申告を行う場合には、納税者本人の電子署名を省略可能とした。

また、所得税徴収高計算書に関する手続については、源泉徴収した所得税の納付手続の中で一体として行われるものであり、書面の所得税徴収高計算書においても署名押印を求めていることから、平成19年1月から、所得税徴収高計算書の送信時における電子署名を省略した。

D システム改善

システムの改善としては、平成19年1月から、個人の納税者の多くが利用する公的個人認証サービスに基づく電子証明書を利用した場合について、「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告等データをe-Taxソフトを使用することなく、e-Taxへ直接送信することを可能とした。なお、平成20年1月からは、日本税理士会連合会の電子証明書も利用可能とした。

また、平成19年1月から電子交付された給与所得の源泉徴収票等のうち、国税庁が定める一定のデータ形式で作成され、交付者の電子署名を付したものは、交付を受けた者がe-Taxにより確定申告する際、その添付書類としてオンライン送信を可能とした。

E 受付時間の延長

e-Taxの受付時間については、現在平日の8時30分から21時までであるが、平成18年度は、所得税の確定申告期（平成19年2月16日から3月15日）は休日も含め24時間受付を行った。確定申告期の24時間受付については、平成19年度は平成20年1月28日から3月17日の間、平成20年度は平成21年1月19日から3月16日の間、引き続き実施している。更に、平成21年度は、法人税等の申告が集中する5月末（4日間）の受付時間を22時30分（通常期は21時まで）まで延長している。

また、ヘルプデスクの受付時間については、平日9時から17時までであるが、平成18年度は、確定申告期のe-Taxの24時間受付に合わせて、受付時間を平日9時から20時に延長するとともに、税務署が閉庁日対応を行う日曜日については、9時から17時の間受付を行った。ヘルプデスクの受付時間の延長についても、平成19年度、20年度、引き続き実施している。

（二）平成19年度に実施した普及策

A 「電子証明書等特別控除」の創設

平成19年度税制改正において、電子証明書やそれを利用するのに必要なICカードリーダーライタの取得を税制面で支援するため「電子証明書等特別控除」が創設

された。これにより、電子証明書を有する個人が平成19年分又は20年分の所得税の確定申告書の提出をその者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書を付してe-Taxを使用して行う場合には、その年分の所得税の額を限度として5,000円の税額控除を受けることが可能となった（適用は1回限り）。

なお、この制度については、平成21年度税制改正において、2年間（平成21年分、22年分）延長されている。

B 添付書類の省略

e-Taxの利用に際しては、申告書は電子データで送信できるものの、医療費の領収書などの第三者作成書類は、別途郵送する必要がある、e-Taxのメリットが生かされないとの要望が多数あった。

このため、e-Taxを利用して所得税の確定申告書を提出する場合において、医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等の第三者作成の添付書類については、その記載内容を入力してオンライン送信することにより、当該書類の提出又は提示の省略を可能とした。この場合、税務署長は原則として確定申告期限から3年間、その入力内容の確認のために必要があるときは、当該書類を提出又は提示させることができることとなっている。

また、法人の「事業年度等を変更した場合等の届出」及び「納税地の異動の届出」については、平成19年7月から添付書類の送付を不要とした。

C 利用者識別番号等の即時発行

e-Taxを利用する際には、開始届出書の提出を受けて、税務署から各人あてに書面により利用者識別番号等を通知していたが、平成20年1月以降、オンラインで開始届出書を提出した場合は、利用者識別番号等をオンラインで即時に発行（通知）するようになった。これにより、これまで開始届出書を提出してからe-Taxの利用まで、最短でも10日程度の日数を要していたが、開始届出書の提出と同時に可能となった。

D 税務署における電子申告の実施

平成19年の確定申告期においては、税務署に来署した納税者に対して、e-Taxの利便性を実感してもらい、翌年以降、e-Taxの利用拡大につなげていくために、納税者の本人確認を前提として、本人の電子署名なしでe-Taxによって申告等を行うことができる施策（作成コーナー用パソコン（e-Tax））を実施し、1,926千件の利用があり、平成20年以降も引き続き実施している。

E 電子申請等証明制度の創設

金融機関等の融資の際などには、税務署の収受印を押した申告書の控えを求められることがあるが、e-Taxを利用した場合には、これが存在せず、納税者が保存した申告書データ等をプリントアウトするしかなかった。

このため、e-Taxを利用した場合には、納税者が請求すれば税務署長等が電子署

名を付して、申請等が行われた旨やその日、申請等を行う者が入力して送信した事項を証明する「電子申請等証明制度」を創設し、申告書等の控えにも代用できるようにした。

F 納税証明書の運用の改善

e-Taxを利用して請求された納税証明書の発行方法については、電子納税証明書の受入機関がまだ少ないため、当面の納税者の利便性向上策として、平成20年1月から、納税者の選択により、電子納税証明書（電子データ）に加え、書面の納税証明書の取得を可能とした。

(ホ) 平成20年度に実施した普及策

A システム改善

平成21年1月から、確定申告書等作成コーナーからe-Taxへの直接送信について、公的個人認証サービスに係る電子証明書の事前設定作業の簡素化（Javaに依存しないシステム対応）を図るとともに操作性の改善などにより、使い勝手の向上を図った（19プロセスから6プロセスに簡略化）。

B 利用者のサポート体制の整備

利用者のサポート体制について、e-Taxホームページ等の情報提供機能の強化を図るとともに、国税庁ヘルプデスクの国税局（所）を含めた大幅な拡充など利用者に対するサポート体制について整備した。

ニ オンライン利用拡大行動計画の策定

国税庁は、行動計画に基づき様々な普及策を実施してきており、e-Taxの利用件数は大幅に増加しているところであるが、この行動計画については、計画の対象期間が平成20年度に終了することから、政府全体として利用拡大に向けた新たな目標や抜本的な改善措置などを定めた「オンライン利用拡大行動計画」（以下、「新行動計画」という。）が平成20年9月にIT戦略本部において決定された。

新行動計画は、オンライン利用促進の対象手続を重点化して絞り込み、重点分野ごとに平成25年度の新たな目標値を設定するとともに、平成21年度から23年度までの間に集中的に講ずる措置が定められている。国税関係では、行動計画で利用促進対象手続とされてきた42手続から、所得税の申告手続などの14手続に絞り込まれ、新たに「電子申告・納税等開始（変更等）届出」を加えた15手続が重点手続とされた。

また、目標値は、平成25年度末に65%とされ、早期に取組の効果が現れやすい法人税申告等の11手続については、先行手続として23年度末での目標値70%が掲げられている。

なお、新行動計画では、e-Taxの普及に向けた取組で明らかになった課題、具体的には、①電子政府共通の認証基盤である公的個人認証の普及が進んでおらず、その使い勝手も改善する必要があること、②地方税に関して、市町村での

地方税ポータルシステム（eLTAX）の導入が進んでいないこと、③金融機関の融資申込等における電子文書の受入が進展しないなど社会全体の環境がまだ整っていないこと、について、政府全体で取り組むことが明記されている。国税庁では、国税分野の目標値の設定に当たり、これらの課題の解決を前提条件としている。

ホ 今後の課題等

e-Taxの普及は、納税者利便の向上や事務の効率化に資するものであり、政府全体が進めている電子政府の構築に向けた取組の一環として、新行動計画に示された目標の達成に向けて努力していく必要がある。

これまでの取組の結果、利用件数が大幅に増加しているが、厳しい行財政事情を踏まえ、平成20年12月には、政府の「行政支出総点検会議」において、「国民の利便性向上の効果も勘案しつつ、投資に見合うよう、削減額を更に拡大すべきである」との指摘がなされている。

このため、今後は、これまでのe-Taxの普及に向けた取組を継続するとともに、情報の入手が紙ベースから電子ベースに移行することを前提として、それに伴う事務の効率化等の効果が最大限発揮されるよう、国税当局として業務・システムの一層の見直しを進めていく必要がある。

3 内部事務の一元化

（１） 内部事務一元化の目的

内部事務一元化とは、申告者数の増加、事務の多様化・複雑化が進む中で、限られた定員の下で国税業務を的確に遂行していくために、これまで個人、法人、管理・徴収といった部署別に行っていた内部事務を部署や税目といった垣根を取り払い、同種の事務作業を統合して一つの部署で一体的に処理することにより、事務処理の簡素化・効率化を図ることを目的としている。

更に、窓口関係の事務を一本化（ワンストップサービス）することにより、納税者の利便性の向上を図るものである。

（２） 内部事務一元化への取組

内部事務の一元化は、平成14年6月に名古屋国税局昭和税務署において最初の試行を開始し、順次試行署の拡大に取り組んだ。なお、平成17事務年度（平成17年7月1日～平成18年6月30日）においては、それまでの試行の状況や各国税局（所）の意見等を踏まえ、一元化対象とする事務や担当する部署などについて考え方を整理するとともに、平成21年夏頃の全署での実施を目指すこととした。それを踏まえ、平成18事務年度（平成18年7月1日～平成19年6月30日）からは「内部事務一元化の実施に向けた試行」と位置付け、国税庁発遣の事務運営要領及び事務処理要領に基づき、全国税局（所）で試行を実施した。

（参考）

平成14事務年度・・・3 国税局 3 税務署
平成15事務年度・・・4 国税局 5 税務署
平成16事務年度・・・6 国税局11税務署
平成17事務年度・・・6 国税局17税務署
平成18事務年度・・・全国税局（所）48税務署
平成19事務年度・・・全国税局（所）61税務署
平成20事務年度・・・全国税局（所）61税務署

（注）事務年度とは、その年の7月から翌年の6月までの期間をいう。

4 事務の監察

（1） 監督評価官制度の変遷

監督評価官制度は、従来、財務局の所掌とされていた税務監督の事務について、昭和24年6月1日の国税庁発足と同時に、その直属の機関として、事務運営についての総合的監督を行う監督官の制度として創設された。

平成12年6月30日の旧大蔵省組織規程（昭和24年大蔵省令第37号）の改正により、平成12年7月10日に旧監督官室が改組され新たに監督評価官室が創設されるとともに、実績の評価（中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号に規定する実績の評価をいう。以下同じ。）の実施事務についても所掌することとされた。

監督評価官室は、創設以来現在まで一貫して全監督評価官の身分を国税庁の職員とし、このうち国税庁本室の監督評価官を除いて各国税局（所）に派遣する派遣制度が採られている。

国税庁には監督評価官等を指揮監督するために監督評価官室長が置かれ、各国税局（所）には派遣監督評価官等を指揮監督するために派遣監督評価官室長（沖縄派遣監督評価官を含む。）が置かれている。

なお、監督評価官等の定数は、創設当時監督官60人であったが、その後何回かの改正を経て、現在は監督評価官40人、監督評価官補18人となっている。

（2） 監督評価官の職務

監督評価官の職務は、国税庁の所掌事務の監察であり（財務省組織規則（平成13年財務省令第1号）第384条、第405条）、具体的には監督評価官事務規程（平成12年国税庁訓令第8号）第7条に次のように定めている。

イ 国税局総合視閲規程（昭和27年国税庁訓令特第29号）に基づく事務

ロ 国税局（所）の事務運営の適否を客観的見地から検討するために必要な局務視閲に関する事務

ハ 税務署における国税庁施策の浸透度と国税局（所）の税務署に対する指導監督の適否を客観的見地から検討するために必要な署務視閲に関する事務

ニ 特定事項だけに限定して、国税局（所）又は税務署の事務運営等を機動的に検討する

ために必要な特別監督に関する事務

ホ 実績の評価に関する事務の実施に関する事務（総務課審査評価係の所掌に属するものを除く。）

また、平成17年3月の国税庁の保有する個人情報の適切な管理に関する訓令（平成17年国税庁訓令第3号、以下「個人情報保護訓令」という。）の制定等により、監督評価官室長及び派遣監督評価官室長（沖縄派遣監督評価官を含む。）は事務監察責任者として保有個人情報の管理の状況に関する事務の監察等を行うこととされた。

（３） 監督の状況

監督の具体的実施状況は、客観情勢の推移に応じ何度かの変更をみている。

平成12年7月の監督評価官室創設を機に、行政の透明性の確保や納税者利便の一層の充実という観点から、また、国民のすべてに均一・均質の税務行政サービスが提供されていることの確認の観点からも、国税庁としてこれに適切に対応していくための方策の一つとして、昭和49年以降中断していた国税局総合視閲を27年ぶりに復活したが、平成18事務年度からは、個人情報保護訓令に規定する事務の監察を全国統一的に実施することとしたことから、国税局総合視閲は休止した。

現在は、長官特命特別監督及び保有個人情報の管理の状況に関する事務の監察等を優先的に実施しており、派遣監督評価官室においては、各事務年度後半にかけて局長要請特別監督及び署務視閲を実施している。

なお、国税局総合視閲等の実施目的は次のとおりである。

イ 国税局総合視閲

国税局（所）及び税務署の現状を正確に把握して、事務運営の在り方を総合的に検討すること。

ロ 長官特命特別監督

国税庁長官の命を受け、特定の事項に限定して、国税局（所）又は税務署の事務運営等を機動的に検討すること。

ハ 局長要請特別監督

国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）の要請に基づき、特定の事項に限定して、国税局（所）又は税務署の事務運営等を機動的に検討すること。

ニ 署務視閲

国税局（所）の税務署に対する指導監督の適否を、客観的見地から検討すること。

ホ 保有個人情報の管理の状況に関する事務の監察等

個人情報の適切な管理に関する事務等が合理的かつ効率的であるか等を検討すること。

（４） 実績の評価

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号では、主として政策の実施に関する機能を担う庁（以下「実施庁」という。）について、その業務の効率化を図

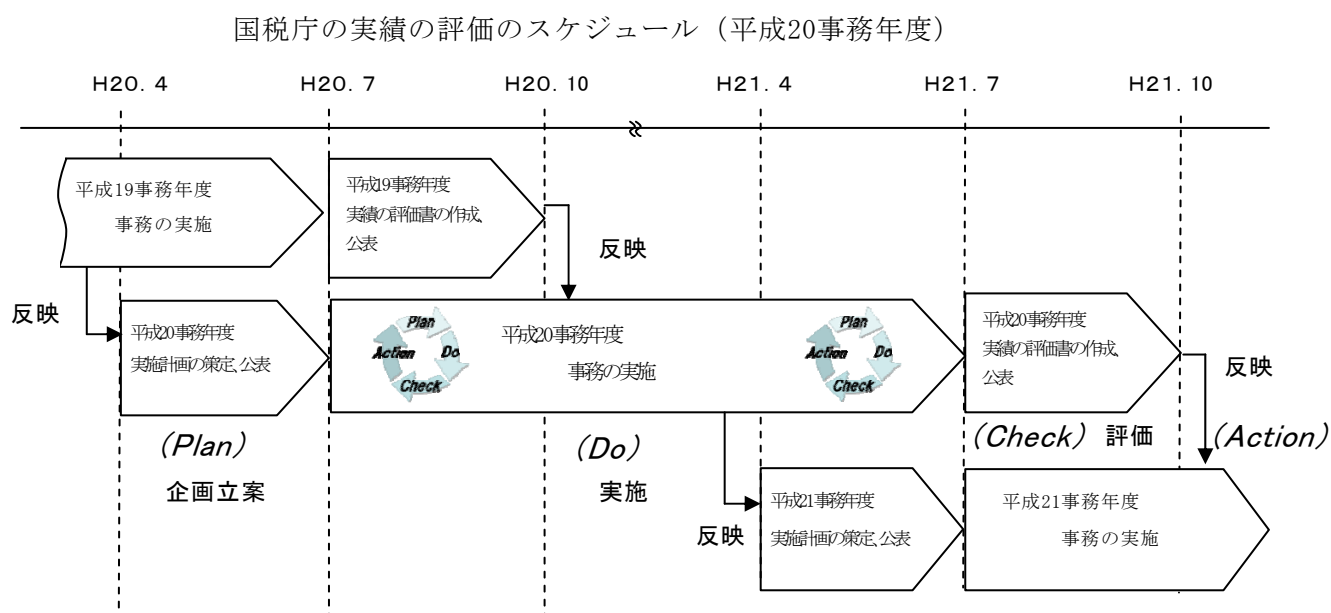
る観点等から、府省の長（当庁では財務大臣）が、実施庁の長（国税庁長官）にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁（国税庁）が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価・公表することとされている。

実績の評価に当たっては、評価の客観性を確保するとともにその質を高めるため、有識者からなる「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」において議論され、講評を得ている。

なお、国税庁の実績の評価の目的は、おおむね次の三つに整理される。

- イ 国税庁の使命、目標等を明らかにし、納税者に対する説明責任を果たすこと。
- ロ 国税庁の行政全般について、客観的な評価の実施を確保することにより、常により効率的で質が高く時代の要請に合った成果重視の行政を目指し続けること。
- ハ 国税庁の仕事の進め方を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ること。

国税庁の実績の評価については、平成12事務年度（平成12年7月1日～平成13年6月30日）における試行を経て、平成13事務年度（平成13年7月1日～平成14年6月30日）から本格実施しており、各事務年度の実施計画及び実績の評価書については財務省ホームページに掲載されている。



5 長期的運営方針等の調査・企画

(1) 企画課の所掌

税務行政を取り巻く環境は、経済社会の発展に伴い、年々変化しており、国税庁においてもこうした変化を適切に把握し、将来の税務環境についての確な見通しを立て、中長期的な観点から執行体制の整備と効率化の検討を行っていく必要がある。この検討は、従来、

国税庁長官官房総務課が行っていたが、昭和47年7月、参事官を長とする企画調査室を国税庁長官官房に設置し、執行体制の企画・立案等を担当することとした。

その後、税務行政を取り巻く内外の環境変化に対応して、円滑な税務行政を維持するための執行体制の検討は一層重要となり、企画調査室の所掌事務が増大してきたことから、昭和51年6月、その所掌事務・所属人員の増大に応じ、企画調査室に代えて企画課が設置された。また、昭和60年7月には、従来、国税庁総務課に所属していた税務統計関係事務を担当する統計係が企画課に移管されるとともに、各国税局にも企画課が設置された。

更に、経済社会の高度情報化・複雑化等に対応するために、平成13年7月、国税庁企画課に情報技術室が新設され、電子政府実現の一環として、電子申告の実現に向けた準備が進められた。

国税庁企画課の現行事務分掌は以下のとおりである。

- イ 国税庁の所掌に関する長期的な運営方針に関すること。
- ロ 国税庁の所掌に関する調査及び研究並びに一般的な資料及び情報の収集及び提供に関すること。
- ハ 国税庁の所掌に関する統計に関する事務の総括に関すること。
- ニ 国税庁の所掌に関する高度情報化への対応に関する事務の総括に関すること。
- ホ 国税庁の情報システムの整備及び管理に関すること。

(2) 企画調査事務

国税庁企画課において調査及び企画を行った主な事項は、以下のとおりである。

イ 租税制度の改正に関する意見の取りまとめ

租税制度の改正に関する国税庁内の窓口として、庁内の税制改正意見の取りまとめや税制調査会関係の情報収集を行っている。

ロ 業務・システムの最適化

事務処理の簡素化・効率化、納税者利便性の向上、システムの高度化等を基本理念とする「国税関係業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月策定・公表）を定め、必要な見直しを行っている。

ハ 国税庁レポートの作成

国税庁レポートは、国民に対する行政の説明責任を果たすため、我々が抱えている課題と取組・その実績を納税者に分かりやすく説明することを目的として、平成16年から、日本語版・英語版を毎年作成している。

「国税庁レポート」は、広く納税者の縦覧に供するため、国税庁ホームページに掲載している。

ニ 外国の税務行政に関する調査

我が国における税務行政の今後の在り方等の検討に資するため、外国税務当局発行の資料・ホームページ等により、諸外国の税務行政に関する情報収集を行っている。

ホ 内部事務一元化

税務署の今後の在り方として、厳しい定員環境の下、申告書の提出件数の増加に伴い、それら进行处理するための内部事務が増加していくことから、事務を効率化するとともに、窓口関係の事務を一本化することにより、納税者の利便性の向上を図ることを目的とした内部事務一元化の実施に向けた検討を行った（平成19年7月より徴収部管理課に移管）。

（３） 統計事務

内国税の賦課及び徴収に係る税務統計として、次のようなものを作成・公表しており、これらは、部内、他省庁、大学、民間研究機関、国会等で税務行政に関する基礎資料として活用されている。

イ 一般統計（全数調査によるもの）

申告所得税表、源泉所得税表、法人税表、相続税表、贈与税表、消費税表、国税徴収表、不服審査表等

ロ 特別統計（標本調査によるもの）

民間給与実態統計調査（統計法の基幹統計）、会社標本調査、申告所得税標本調査

（４） 各国税局企画課の事務

昭和60年7月に設置された各国税局企画課においては、各局所管行政に係る長期的な運営方針についての調査及び企画、租税制度の改正に関する意見の取りまとめ、調査及び研究並びに一般的な資料及び情報の収集及び提供、税務統計の作成・公表などを行っている。

また、電子政府推進の一環として平成16年2月に導入した国税電子申告・納税システム（e-Tax）について、納税者の利便性向上と事務の高度化・効率化等を図るため、その普及拡大に取り組んでいる。

6 提案制度

提案制度は、職員の知識と経験に基づいた創意工夫によって、事務の簡素合理化等を促進するとともに、職員が不断に事務を改善しようとする意欲の高揚を図り、もって税務行政の進歩発展に寄与することを目的として設けているものである。

この制度は、昭和25年に献策制度として発足し、昭和38年に提案制度と改称され、税務行政の効率的運営を図る施策の一つとして定着しているところである。

平成18年には、制度の一層の充実と事務の省力化を図る観点から全面的な見直しを行い、職員の参加意識の向上、提案内容の質的な向上を促す観点から、職員それぞれの日常事務の改善を基本にするとともに、職場での試行を行うなど提案者と管理者が力を合わせて、より有効な提案を行えるよう、管理者による1次審査を導入した。1次審査を経て提出された提案件数は、平成18年度が1,840件、平成19年度が2,343件、平成20年度が2,699件となっている。

庁入賞提案については、提案審査委員会（次長を委員長とし、審議官、各部長、官房3課長及び監督評価官室長を委員として構成されている。）が、実施した場合の効果、実現性、着想、努力・研究の跡などを考慮して決定している。

制度発足時の昭和25年度から平成20年度までの提案件数は合計約17万6,000件、庁入賞件数は合計約1,000件に達している。

提案内容は、帳票の様式の改訂や事務処理手順の改善のほか、CO2削減のための取組等の事務改善以外の提案についても提出されており、事務の改善・効率化等、有効な提案については、積極的な採用を図っている。

7 文書事務の効率化・合理化

(1) 総合的な文書管理システムの整備

「行政情報化推進基本計画の改定について」（平成9年12月閣議決定）において、「紙」による情報管理からネットワークを駆使した電子的な情報管理への移行が目標とされた。

各省庁においては、「総合的な文書管理システムの整備について」（平成12年3月各省庁事務連絡会議了承・行政情報システム各省庁連絡会幹事会了承）に基づき、日々作成・取得する文書について情報通信技術の活用により文書のライフサイクル（作成、取得、保存、利用、廃棄等）を通じて、電子的管理を組織的・総合的に行うとともに、本省庁のみならず地方支分部局等においても整備することとされた。

国税庁においては、文書管理事務及び文書発遣・收受事務の簡素化・効率化並びに行政運営の高度化を推進するため、平成16年2月に「総合的文書管理システム」を導入し、順次、国税局（所）、税務署へシステムの利用拡大を図った。

(2) 租税関係法規等データベースシステムの整備

訴訟社会の到来により、審理を充実し、課税処理の一層の透明性・統一性の確保を図る必要性が増している状況にある。

そのため、租税関係法令等の知識は税務行政を執行する上で必要不可欠であることから、租税関係法令、法令解釈通達等の公開通達及び現行の法令を分類・収録したデータベースを国税庁LAN内に掲載し、職員が租税関係法令等を容易に検索・閲覧できる環境を整備した。

(3) 行政文書のマイクロフィルム化

国税庁においては、昭和47年以降、紙媒体の行政文書をマイクロフィルムに変換し保存及び活用することで、限られた保存（収蔵）スペースの有効活用及び行政文書の適切な管理・保存等を図っている。

なお、マイクロフィルム化により保存記録媒体を変換した行政文書の数量は、国税庁及び国税局（所）全体で、平成21年3月末現在約4,605万コマになっている。

第7節 会計と営繕

1 概要

国の財政事情が厳しい状況にある中、国債発行額の抑制を図るとともに、財政健全化に向け、財政全般にわたる徹底した見直しによる歳出の抑制を図るという基本方針の下、厳しい予算編成が行われている。

このような状況の中、国税庁としても、国税庁が実施する各施策について必要性・有効性・効率性等の視点から見直しを行う一方、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」を果たすため、指導・調査の充実を図るために必要な予算や国民に対する情報提供等を実施するために必要な予算の確保に努めてきた。

併せて、予算の執行に当たっては、経費の経済的・効率的な使用、調達の透明性の確保に努めてきた。

また、税務署庁舎の老朽化や事務の機械化等に伴う狭隘化に対応するため、庁舎の建替や増築等による庁舎整備に努めてきた。

2 予算の推移

平成 11 年度から平成 20 年度においては、前述のとおり、国の厳しい財政事情を反映して、厳しい予算編成が行われている。

また、平成 18 年度から予算編成における予算制度改革を定着させる予算手法として成果重視事業（平成 17 年度まではモデル事業）が導入された。

成果重視事業は、定量的な成果目標の明示、効率的な予算執行、厳格な事後評価を行い、その成果を今後の予算編成に活用する予算手法であり、政策評価と予算との連携強化を図るものである。

このような状況の中、国税庁としても、国税庁が実施する各施策について必要性・有効性・効率性等の視点から見直しを行う一方、税務行政の執行に必要な申告書の印刷費・通信費等の基本的な経費に加え、申告者数の増加、経済取引の複雑化・広域化、高度情報化の急速な発展等、税務行政を取り巻く厳しい環境の変化に対処するために必要な予算を確保する必要がある、これらの予算の確保に努めた。

その結果、事務処理の高度化・効率化、納税者利便向上、指導・調査の充実、職場環境の整備等に必要な予算を確保してきたところであり、代表的なものとしては、K S Kシステム、e-Tax 及び電話相談センターの整備が挙げられる。

（1）事務処理の高度化・効率化

国税庁では、経済取引の複雑化・広域化、高度情報化の急速な発展等、税務行政を取り巻く環境の変化に対応しつつ、国税庁の任務である「適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」を果たしていく必要がある。

そのため、K S Kシステムの開発・導入を進め、各種の情報を多角的に分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる事務処理の高度化・効率化を図っている。

国税庁としては、K S Kシステムの整備に必要な予算の確保を図ってきたところであり、また、その整備に当たっては、システムの効率的運用を図るとともに、調達の透明性を確保することにより、経費削減に努めている。

(2) 納税者利便向上

イ e-Tax

政府全体として、申請・届出等手続に関するオンライン化を実現するという電子政府の構築に向けた施策を総合的に推進しており、国税庁においては、インターネットを利用してオンラインで申告・納税が行えるe-Taxの開発を進め、平成16年2月から名古屋国税局管内で運用を開始し、同年6月からは全国に運用を拡大した。

e-Taxは、広範な納税者が利用するシステムであるとともに、納税者の権利・義務に関わる重要なデータを扱うことなどから、安全確実なサービスが求められており、システムの安定的な稼働を確保するために必要なe-Taxの整備予算の確保を図ってきた。

また、その整備に当たっても、システムの効率的運用を図るとともに、調達の透明性を確保することにより、経費削減に努めている。

なお、e-Taxは平成17年度から平成25年度において成果重視事業に登録されている。

ロ 電話相談事務の集中化

平成18年度から、税務相談室や税務署がそれぞれ対応していた税に関する一般相談を国税局（所）ごとに設置する電話相談センターで集中的に受け付ける取組を進めてきたが、平成20年11月から、電話相談の集中受理の対象となる税務署を全国524のすべての税務署に拡大して実施している。

国税庁としては、電話相談センターの整備に必要な予算の確保を図ってきたところであり、また、その整備に当たっては、既存施設の活用等簡素化を図るとともに、調達の透明性を確保することにより、経費削減に努めている。

なお、電話相談事務の集中化は平成18年度から平成20年度において成果重視事業に登録されていた。

(参考) 徴税コスト

徴税費とは、国税庁の経費の中で、直接徴税活動に必要な事業費的な経費で、具体的には、国税庁の予算（又は決算）額から、独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金及びしょうちゅう乙類製造業安定対策費（平成13年度まで）を除いたものであるが、この徴税費の租税収入（国税庁取扱分）に対する割合が、いわゆる徴税コストであり、通常、租税収入100円当たりの徴税費として示される。

徴税コストの推移を見ると国税庁発足時の昭和24年度では、2円47銭であつ

たものが、平成2年度には90 銭まで低下したが、平成3年度以降は逐次増加し平成15年度には1 円 67 銭となった。

平成16年度以降は、再び、低下傾向となり、平成17年度以降は1 円 40 銭台で安定している。

なお、国税庁関係の徴税費、租税及び印紙収入及び徴税コストの平成11年度以降の推移は統計編1－2の表のとおりである。

3 庁舎整備

(1) 庁舎の状況

税務署庁舎は、昭和30年代から昭和40年代にかけて集中的に整備されたことから、近年、その老朽化が顕著となるとともに、事務の機械化等に伴う狭あい化への対応のほか、耐震性能の低い庁舎の耐震化など、庁舎整備の必要性が高まってきている。

(2) 庁舎整備への取り組み

庁舎の老朽・狭あい・耐震などへの対応のため、庁舎整備を進める必要があるところ、平成11年度からの10年間ににおいては、次の(3)の建替などによる庁舎整備を行ってきた。

また、庁舎の建替や耐震化のほか、増築や大規模改修による老朽・狭あい対策も進めてきている。

(3) 庁舎整備の状況

イ 国税局等の庁舎

平成11年度には、さいたま新都心合同庁舎1号館が新築され、関東信越国税局及び関東信越国税不服審判所が入居した。

平成18年度には、福岡合同庁舎新館が新築され、福岡国税局の事務管理課、鑑定官室等及び福岡国税不服審判所が入居した。

ロ 税務署の庁舎

平成11年度から平成20年度までに、税務署の新設に伴い1署の新築を、老朽化の著しい14署の建替を、狭あい化の著しい93署の増築を行った。

また、この間に31署が合同庁舎に入居した。

(参考) 税務署庁舎等の移転・再配置計画

「国有財産の有効活用に関する有識者会議報告書（平成19年6月及び平成20年6月）」による移転・再配置として国税庁（財務省本庁舎）、東京国税局、税務大学校大阪研修所、税務署（12署）等の移転が計画されている。

第8節 職員団体

1 職員団体の現状

現在、国税職員の組織する職員団体の全国組織としては、国税労組と全国税の二つがある。このほか、これら全国組織に加入していない職員団体として、沖縄の国税職員と税関職員とで組織する沖縄国家公務員労働組合全税支部国税部門連合会協議会（沖縄国公労全税支部）がある。なお、全国税と沖縄国公労全税支部は、全国税労働組合・沖縄国公労全税支部国税部門連合会協議会（全国税・全税支部協議会）を結成している。

平成20年3月末現在、国税労組は約3万5,000人、全国税・全税支部協議会は約600人を組織しており、職員団体の総組織人員は約3万5,600人で、全職員約5万6,000人に占める割合は6割を超えている（組織人員は、人事院調べ。）。

（1） 国税労組

国税労組は、各国税局（所）毎に組織されている12の単位組合が構成する協議体組織である。組合員数は、ピーク時の約4万1,000人から漸次減少しているものの、非現業国家公務員の職員団体の中では最大の規模となっている。

上部団体との関係については、連合に直接加盟しており、連合傘下の官公庁関係労組と連合官公部門連絡会を組織している。また、財務省部内最大の共闘組織である全大蔵労働組合連絡協議会（全大蔵労連）にも参加している。

（2） 全国税

全国税は、全国単一体であり、地方組織として概ね各国税局（所）単位で9の地方連合会（地連）を組織している。組合員数は、ピーク時（組織単一化前）の約3万4,000人から、現在では約600人となっている。

上部団体との関係については、日本国家公務員労働組合連合会（国公労連）に加盟するとともに、国公労連を通じ、全労連及び公務・公共業務労働組合共闘会議（公務共闘）にも参加している。

国税局（所）単位の職員団体

国税局	国税労組	全国税	その他
札幌	道国税	道地連	—
仙台	東北国税	東北地連	—
関東信越	関信国税	関信地連	—
東京	国税東京	東京地連	—
金沢	北陸国税	北陸地連	—
名古屋	名古屋国税	東海地連	—
大阪	大阪国税	近畿地連	—
広島	国税中国	—	—
高松	四国国税	四国地連	—
福岡	福岡国税	九州地連	—
熊本	熊本国税		—
沖縄	沖縄国税	—	沖縄国公労 全税支部

（注）名称はいずれも略称